

大阪市ひとり親家庭等自立促進計画

(令和2年度～令和6年度) 案

令和2年3月

大阪市

目 次

第1章 計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
4 計画の指標・目標の設定	
第2章 ひとり親家庭等を取り巻く現状と課題・・・・・・・・・・	4
1 社会的な背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(1) こどもの貧困の問題	
(2) 教育の無償化、給付型奨学金など、こどもの教育機会の平等化	
(3) 養育費確保等の重要性	
(4) 未婚のひとり親の不公平の解消	
(5) 父子家庭特有の課題	
2 大阪市のひとり親家庭の現状・・・・・・・・・・	6
(1) 離婚件数の推移	
(2) 児童扶養手当受給者の推移	
(3) ひとり親家庭の推計数	
(4) ひとり親家庭の平均像	
(5) 同居しているこどもの状況	
3 「平成30年度大阪市ひとり親家庭等実態調査」の結果とみえてくる課題・・・	12
(1) 就業について	
(2) 子育て・生活について	
(3) 養育費・面会交流について	
(4) 経済的な状況について	
(5) サポート体制について	
4 「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（平成27年度～平成31（令和元）年度）」の 振り返り・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
(1) 就業支援について	
(2) 子育て・生活支援について	
(3) 養育費確保に向けての支援について	
(4) 経済的支援について	
(5) サポート体制の充実について	

第3章 計画の基本方針	46
1 基本理念	
2 基本的な視点	
◆ 自立を支援する視点	
◆ こどもの視点	
◆ 人権尊重の視点	
◆ 総合性の視点	
3 基本施策の体系	
◆ 就業支援	
◆ 子育て・生活支援	
◆ 養育費確保に向けての支援	
◆ 経済的支援	
◆ サポート体制の充実	
第4章 具体施策の展開	48
1 就業支援	48
2 子育て・生活支援	52
3 養育費確保に向けての支援	56
4 経済的支援	57
5 サポート体制の充実	59
区で取り組んでいる事業	63
第5章 施策の推進	68
1 計画の推進体制	
2 計画の進捗管理及び検証	
(参考資料)	
◆「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（令和2年度～令和6年度）」	
策定の経過	72
◆「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（令和2年度～令和6年度）」(素案)	
にかかるパブリック・コメント手続きの実施結果について	74
◆こども・子育て支援会議条例	75
◆こども・子育て支援会議条例施行規則	77
◆こども・子育て支援会議運営要綱	78
◆こども・子育て支援会議ひとり親家庭等自立支援部会委員名簿	80
◆「ひとり親家庭等自立支援プロジェクトチーム」設置要領	81

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二重の役割をひとりで担うこととなるため、仕事と子育ての両立の難しさ、非正規雇用の増加、男女の賃金格差など我が国の社会が抱える課題の影響を顕著に受ける状況に置かれており、その精神的・経済的な負担は大きなものとなっています。

ひとり親家庭等を取り巻く厳しい状況に対応するため、平成14年11月に「母子及び寡婦福祉法」等関連法律が改正され、従来の経済的支援を中心とした母子寡婦福祉施策が抜本的に見直され、「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼をおき、母子家庭等に対する子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策を総合的に展開することとされました。また、平成15年3月には、都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき事項を定めた「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が定められました。

本市では、この国の基本方針に基づき、平成17年3月に「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」（以下「計画」という。）を策定し、平成22年、27年に計画の見直しを行いながら、ひとり親家庭等に対する自立を支援するための施策を推進してきました。

今年度が、「（第3期）大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（平成27年度～平成31年度（令和元年度））」の最終年度であり、改めてひとり親家庭等を取り巻くさまざまな状況を踏まえながら、本市におけるひとり親家庭等の自立を支援するための施策のあり方について、今後の方向性を示す必要があります。

きめ細かな就業支援サービスと子育て・生活支援サービスを中心とした総合的・計画的なひとり親家庭等自立支援施策を切れ目なく推進するため、第3期計画を見直し、「（第4期）大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（令和2年度～令和6年度）」を策定するものです。

2 計画の位置付け

「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定する「自立促進計画」として、第11条に基づき国が定めた「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に即して策定するものです。

計画推進にあたっては「大阪市こども・子育て支援計画」、「大阪市男女共同参画基本計画」、「大阪市こどもの貧困対策推進計画」、「大阪市地域福祉基本計画」、「大阪市社会的養育推進計画」等、大阪市の各種計画・指針と連携を図ってまいります。

3 計画の期間

本計画は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。

なお、ひとり親家庭等に関する法改正や社会状況の変動などにより、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の指標・目標の設定

大阪市におけるひとり親家庭等の現状や施策の効果を検証し、必要に応じて見直しや改善を図るため、3つの「指標」を設定し、指標の数値の変化を確認していきます。

また、「大阪市子ども・子育て支援計画」のひとり親家庭等自立支援施策の項目と整合性を図った「目標」を設定し、計画最終年度（令和 6 年度）の目標の達成に向けて、施策を推進していきます。

【用語の説明】

母子家庭…離婚・死別等により配偶者のない女子が、20 歳未満の児童を扶養している家庭

父子家庭…離婚・死別等により配偶者のない男子が、20 歳未満の児童を扶養している家庭

寡婦…配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母として 20 歳未満の児童を扶養していたことのあるもの

ひとり親家庭…母子家庭及び父子家庭

ひとり親家庭等…母子家庭、父子家庭及び寡婦

平成 20、26、30 年度調査…各年度の大阪市ひとり親家庭等実態調査またはアンケート調査

【国等の動向】

参 考

- 平成 14 年 3 月 母子家庭等自立支援対策大綱
- 平成 14 年 11 月 母子寡婦福祉関連法律の改正
 - 経済的支援を中心とした母子寡婦福祉施策を抜本的に見直し、子育て・生活支援と就業支援を中心とした総合的な自立支援策へと転換
 - 都道府県等の自立促進計画策定について規定が設けられる
- 平成 15 年 3 月 国の基本方針※（対象期間平成 15 年度～平成 19 年度）



- 平成 17 年 3 月 **（第 1 期）**
大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（平成 17 年度～平成 21 年度）

- 平成 20 年 4 月 国の基本方針※（対象期間平成 20 年度～平成 24 年度）→ 26 年度まで延長



- 平成 22 年 3 月 **（第 2 期）**
大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（平成 22 年度～平成 26 年度）

- 平成 24 年 4 月 民法等の改正
 - 離婚の際の親子の面会交流、子の監護に要する費用の分担の明確化
- 平成 25 年 3 月 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法施行
 - 雇用機会の拡大、母子・父子福祉団体等の受注機会の増大等
- 平成 26 年 1 月 子どもの貧困対策の推進に関する法律施行
- 平成 26 年 4 月 次世代育成支援対策推進法の改正
- 平成 26 年 8 月 子供の貧困対策に関する大綱閣議決定
- 平成 26 年 10 月 母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正
 - 父子家庭への支援の拡大
- 平成 27 年 4 月 生活困窮者自立支援法施行



- 平成 27 年 4 月 **（第 3 期）**
大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（平成 27 年度～平成 31 年度）

- 平成 27 年 10 月 国の基本方針※（対象期間平成 27 年度～平成 31 年度）
- 令和元年 5 月 民事執行法の改正
 - 財産等の開示制度の実効性の向上
- 令和元年 11 月 子供の貧困対策に関する大綱閣議決定
- 令和元年 12 月 令和 2 年度税制改正の大綱閣議決定

※ 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針

第2章 ひとり親家庭等を取り巻く現状と課題

1 社会的な背景

(1) こどもの貧困の問題

こどもの貧困率（国民生活基礎調査）は長期的な傾向としておおむね緩やかに上昇し、平成24年には過去最高の16.3%となり、平成27年には改善したものの13.9%と高い水準にあります。また、ひとり親家庭の貧困率も平成24年度には54.6%であったものが、平成27年には50.8%と改善したものの、高い水準にあります。

大阪市においても、平成29年3月に取りまとめた「大阪市子どもの生活に関する実態調査」の結果をみると、ひとり親家庭、特に母子家庭の困窮度は非常に高く、正規雇用の割合が低いとともに、世帯収入が低く、家計が赤字の割合が高いことも確認されていることから、依然として、ひとり親家庭のおかれている厳しい状況があります。

(2) 教育の無償化、給付型奨学金など、こどもの教育機会の平等化

日本の教育費は、長らく私費負担の割合が高く、これまでの貸与型の奨学金や学資ローンは、支援対象である低所得層ほど、返還額の経済的負担感が強いため、奨学金等を借りにくく、また大学進学率が低い状況でした。

「低学歴の連鎖」は、職業の選択を制限し、結果として、「貧困の連鎖」となる大きな要因と言われています。

令和元年10月から、幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、幼児教育が無償化され、一方で、経済的な理由で学び続けることをあきらめないよう、私立高等学校等の授業料の実質無償化と、大学などの高等教育の無償化が始まります。

貧困の連鎖を断ち切るとともに、こどもが将来の自立に向けて、必要な力を身につける機会の確保が必要です。

(3) 養育費確保等の重要性

平成24年の民法改正により、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」の具体例として、「親子の面会交流」「養育費の分担」が条文上に明示され、協議においては、「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」と明確化されました。

令和元年5月に民事執行法が改正され、養育費の不払いに対して強制執行を申し立てにあたり、公正証書など債務名義化した文書に基づき、裁判所を介して支払い義務者の給与や預貯金口座に関する情報が得やすくなります。

また、民間企業による養育費の立て替え保証サービスの開始や令和元年12月には家庭裁判所で用いられる養育費算定表が16年ぶりに改定されるなど、養育費に対する社会的関心が高まりつつあります。

しかし、養育費の取決め率や受給率は、依然として低く、また諸外国と比較すると日本の養育費確保の仕組みは十分ではありません。こどもにとって養育費の受け取りは当然の権利であることから、継続した履行確保を図ることが重要です。

(4) 未婚のひとり親の不公平の解消

未婚のひとり親は、婚姻歴のあるひとり親には適用される寡婦控除等の対象にならないうえ、課税額によって決まる保育料などのサービスで差が生じる場合があります。

しかし、未婚のひとり親家庭でも婚姻歴のあるひとり親家庭でも、家庭の状況は同じであることから、平成30年度から国は、未婚のひとり親を対象に、保育料の軽減や高等職業訓練促進給付金等の支給額の算定等において、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施しています。（保育料について、大阪市は平成26年度から実施済）

また、平成31年度税制改正により、こどもの貧困に対応するため、一定の所得要件等を満たした未婚のひとり親に対し、令和元年度に17,500円の臨時・特別給付金が支給されるとともに、令和3年度以降の個人住民税の非課税措置等が適用されることとなりました。さらに、令和2年度税制改正において、全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、未婚のひとり親に対し、所得税及び個人住民税における寡婦控除が適用されることが閣議決定されました。

しかしながら、配偶者と死別・離婚したひとり親より総収入が低く、養育費を受給している割合も低い状況であり、未婚のひとり親特有の悩みもあることから、引き続き生活の安定に向けた取り組みが必要です。

(5) 父子家庭特有の課題

平成26年10月の改正母子及び父子並びに寡婦福祉法施行により、父子家庭も支援の対象として法的に位置づけられましたが、父子家庭は母子家庭に比べ比較的收入があることから、ひとり親家庭の自立支援施策の対象に該当しない場合が多いです。

しかし、家事の仕方や異性の子育ての悩みなど、父子家庭特有の困難を抱えており、母子家庭と異なる支援が求められています。

2 大阪市のひとり親家庭の現状

(1) 離婚件数の推移

本市の離婚件数は、人口動態統計によると、平成15年の8,333件をピークとして減少傾向にあります。また、本市の離婚率（人口千人当たりの年間離婚件数）は常に全国平均を上回っています。

	大阪市		大阪府		全国	
	離婚件数	離婚率	離婚件数	離婚率	離婚件数	離婚率
平成26年	6,251	2.33	17,834	2.06	222,107	1.77
平成27年	6,210	2.38	18,101	2.08	226,215	1.81
平成28年	5,991	2.22	17,279	1.99	216,798	1.73
平成29年	5,887	2.17	16,931	1.96	212,262	1.70
平成30年	5,772	2.12	16,243	1.88	208,333	1.68

(2) 児童扶養手当受給者の推移

本市の児童扶養手当の受給者数は、平成24年度まで増加傾向にありましたが、平成25年度以降減少に転じています。父子家庭も同様です。

■児童扶養手当受給資格者数の推移

	受給 資格者数	前年比 増減	受給者数	支給		支給 停止者数
				全部支給	一部支給	
平成26年度末	34,071	0.98	31,257	21,457	9,800	2,814
平成27年度末	33,174	0.97	30,326	20,403	9,923	2,848
平成28年度末	32,226	0.97	29,255	19,154	10,101	2,971
平成29年度末	31,497	0.98	28,392	17,743	10,649	3,105
平成30年度末	30,679	0.97	27,435	19,197	8,238	3,244

■父子家庭の児童扶養手当受給資格者数の推移

	受給 資格者数	前年比 増減	受給者数	支給		支給 停止者数
				全部支給	一部支給	
平成26年度末	1,597	0.96	1,353	796	557	244
平成27年度末	1,537	0.96	1,295	764	531	242
平成28年度末	1,505	0.98	1,237	714	523	268
平成29年度末	1,436	0.95	1,146	600	546	290
平成30年度末	1,372	0.96	1,072	617	455	300

本計画の策定にあたり、本市におけるひとり親家庭等の生活実態とニーズを把握するため、平成30年度に「大阪市ひとり親家庭等実態調査」を実施しました。調査結果については「平成30年度 大阪市ひとり親家庭等実態調査報告書」（平成31年3月）としてまとめ、本計画を策定するための基礎資料としました。

（３）ひとり親家庭の推計数

本市におけるひとり親家庭の推計数について、実際の調査票回収における非該当率（父母不明も含む）で補正した結果、以下のように算出しました。

母子家庭		父子家庭	
世帯数	出現率	世帯数	出現率
38,976 世帯	2.63%	4,396 世帯	0.30%

※大阪市内総世帯数 1,479,296 世帯
(平成30年9月末現在)

	母子家庭		父子家庭	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比
総 数	38,976 世帯	100%	4,396 世帯	100.0%
死 別	2,217 世帯	5.7%	1,000 世帯	22.7%
うち配偶者の病死	1,564 世帯	4.0%	792 世帯	18.0%
配偶者の事故死	359 世帯	0.9%	52 世帯	1.2%
その他の理由による配偶者の死亡	294 世帯	0.8%	156 世帯	3.6%
離 別	30,161 世帯	77.4%	3,156 世帯	71.8%
うち性格の不一致による離婚	10,324 世帯	26.5%	1,354 世帯	30.8%
借金などの経済的理由による離婚	7,066 世帯	18.1%	271 世帯	6.2%
暴力による離婚	3,644 世帯	9.3%	52 世帯	1.2%
その他の理由による離婚	9,128 世帯	23.4%	1,479 世帯	33.6%
未婚・非婚	4,536 世帯	11.6%	31 世帯	0.7%
その他	2,061 世帯	5.3%	208 世帯	4.7%
うち遺棄、生死不明	120 世帯	0.3%	0 世帯	0.0%
別居中	1,150 世帯	3.0%	94 世帯	2.1%
その他	791 世帯	2.0%	115 世帯	2.6%

※構成比は設問「ひとり親家庭になった理由」への回答者中の割合（無回答を母数から省く）

※各項目の構成比は小数点第2位以下を四捨五入しているため、構成比に対する世帯数は一致しない場合がある。

(4) ひとり親家庭の平均像

主要項目について、平成20年度調査、及び平成28年度全国ひとり親世帯等実態調査の結果と比較しました。その概要は以下のとおりです。

	母子家庭			父子家庭		
	大阪市		(全国)	大阪市		(全国)
	平成30年度	平成20年度	平成28年度	平成30年度	平成20年度	平成28年度
ひとり親家庭の 母・父の年齢	41.8歳		39.8歳	47.4歳		45.0歳
	(死別) 46.7歳	(離別) 41.8歳		(死別) 50.8歳	(離別) 46.1歳	
ひとり親家庭に なつてからの 期間	7.1年		6.0年	5.8年		5.3年
	(死別) 6.3年	(離別) 7.1年		(死別) 5.3年	(離別) 6.1年	
同居している こどもの数	1.6人		1.7人	1.6人		1.8人
	(死別) 1.8人	(離別) 1.6人		(死別) 1.8人	(離別) 1.6人	
同居している こどもの年齢	12.7歳		12.1歳	14.4歳		13.6歳
	(死別) 15.2歳	(離別) 13.0歳		(死別) 15.6歳	(離別) 14.0歳	
労働時間	8時間30分		8時間17分	10時間00分		10時間31分
	(死別) 8時間24分	(離別) 8時間30分		(死別) 10時間00分	(離別) 10時間06分	
年間総収入	290.8万円		229.9万円	486.5万円		430.1万円
	(死別) 325.0万円	(離別) 289.3万円		(死別) 508.8万円	(離別) 477.2万円	
年間就労収入	229.2万円		181.2万円	454.2万円		411.1万円
	(死別) 217.3万円	(離別) 229.6万円		(死別) 486.2万円	(離別) 446.8万円	
1か月に最低 必要と考える 生活費	21.5万円		21.6万円	27.1万円		28.5万円
	(死別) 23.3万円	(離別) 21.6万円		(死別) 26.6万円	(離別) 27.3万円	
生活保護 受給状況	11.00%		15.30%	3.80%		3.10%
	(死別) 5.40%	(離別) 10.50%		(死別) 2.10%	(離別) 3.60%	
養育費を受給 している割合	18.70%		12.00%	3.40%		4.30%
持家の割合	20.70%		18.00%	47.00%		36.50%
	(死別) 55.80%	(離別) 18.60%		(死別) 62.50%	(離別) 43.00%	

【本資料の見方】

- 回答は各設問の回答者数（n）を基数とした百分率（％）で示しています。
- 小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が総数と一致しない場合があります。
- 複数回答を可能とした設問では、回答比率の合計が100％を超える場合があります。
- 本文中、表やグラフに次の表示がある場合、複数回答を可能とした設問になります。

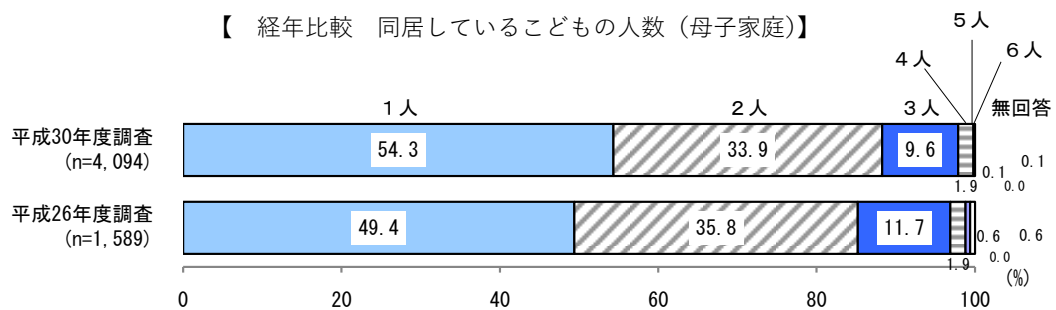
MA％（Multiple Answer）：回答選択肢の中からあてはまるものをすべて選択する場合

（５）同居しているこどもの状況

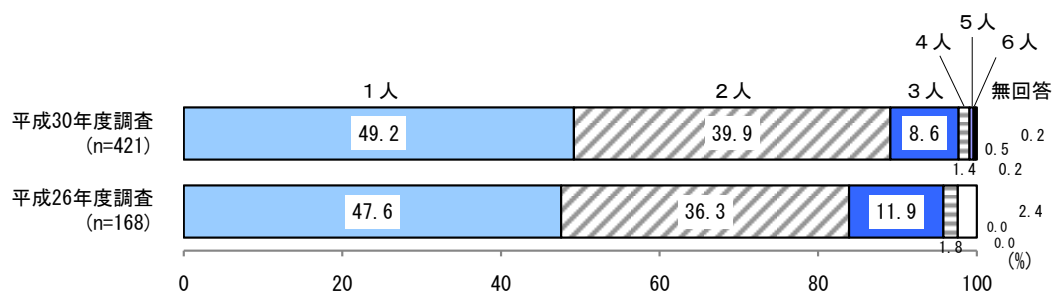
ア 同居しているこどもの人数

同居しているこどもの人数について、母子家庭では「１人」が54.3％で最も多く、次いで「２人」が33.9％、「３人」が9.6％となっています。

父子家庭では「１人」が49.2％で最も多く、次いで「２人」が39.9％、「３人」が8.6％となっています。



【図 1-7①-2 経年比較 同居しているこどもの人数（父子家庭）】

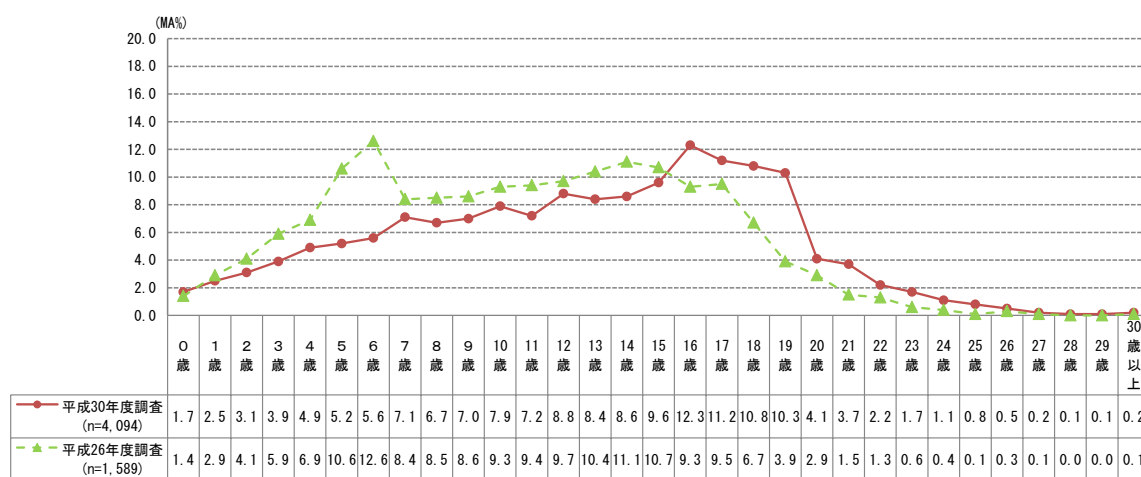


イ 同居しているこどもの年齢（世帯単位でのこどもの割合）

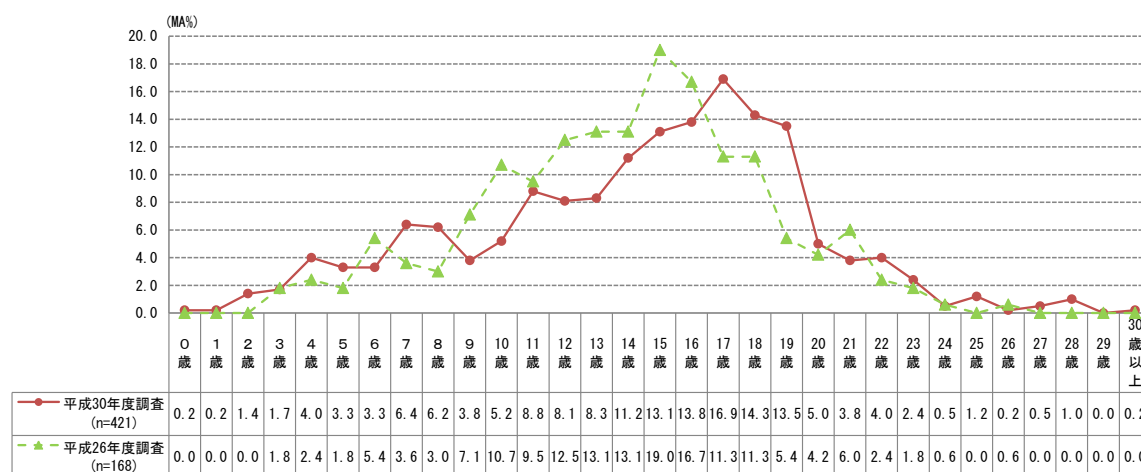
同居しているこどもの年齢を世帯単位でみると、母子家庭では「16 歳」が 12.3%で最も多く、次いで「17 歳」が 11.2%、「18 歳」が 10.8%となっています。

父子家庭では「17 歳」が 16.9%で最も多く、次いで「18 歳」が 14.3%、「16 歳」が 13.8%となっている。

【経年比較 同居しているこどもの年齢（母子家庭）】



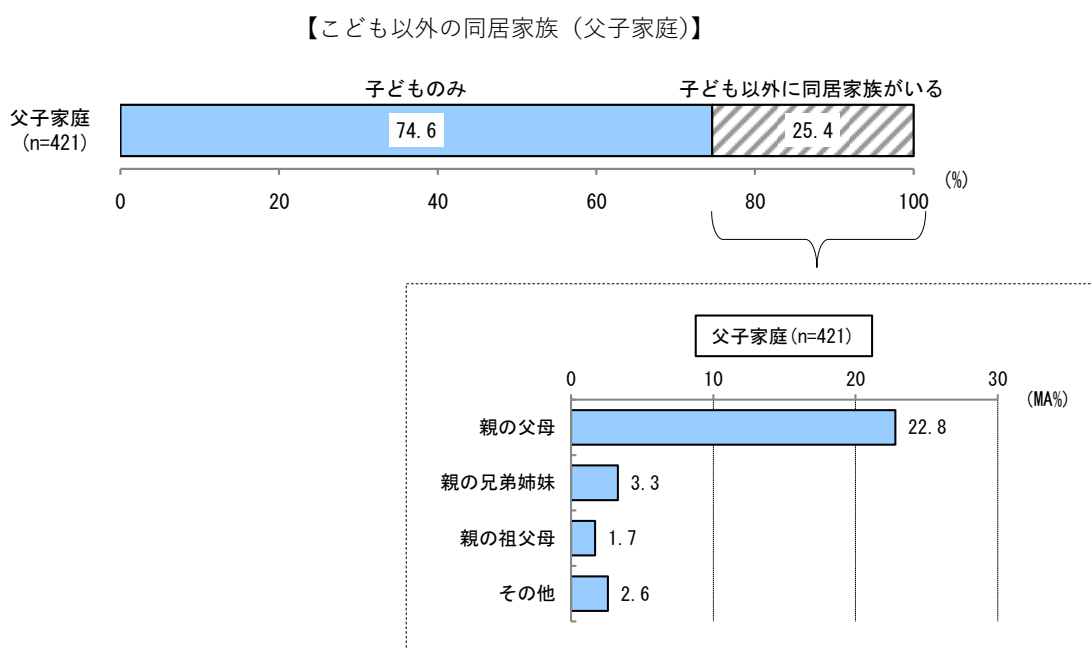
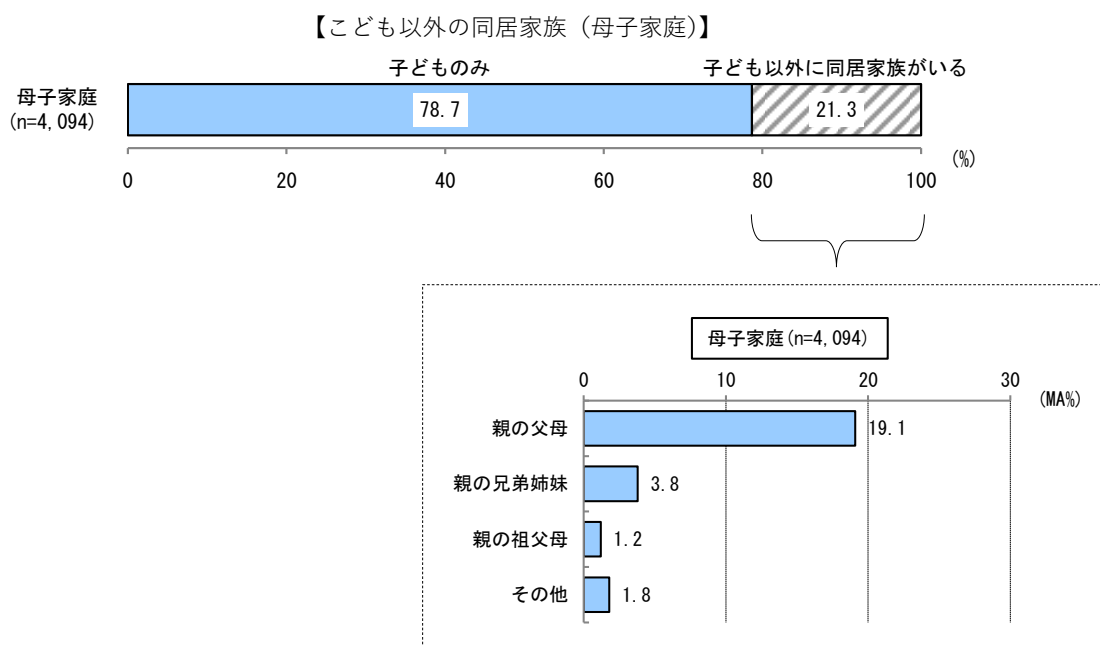
【経年比較 こどもの年齢（父子家庭）】



ウ こども以外の同居家族

こども以外の同居家族について、母子家庭では「こども以外に同居家族がいる」が21.3%を占めており、「親の父母」が19.1%となっている。一方、「こどものみ」は78.7%となっている。

父子家庭では「こども以外に同居家族がいる」が25.4%を占めており、「親の父母」が22.8%となっている。一方、「こどものみ」は74.6%となっている。



3 「平成 30 年度大阪市ひとり親家庭等実態調査」の結果とみえてくる課題

(1) 就業について

ア ひとり親家庭の就業状況・就業形態

ひとり親家庭の就業率は高く、母子家庭が86.0%、父子家庭が85.2%となっています。

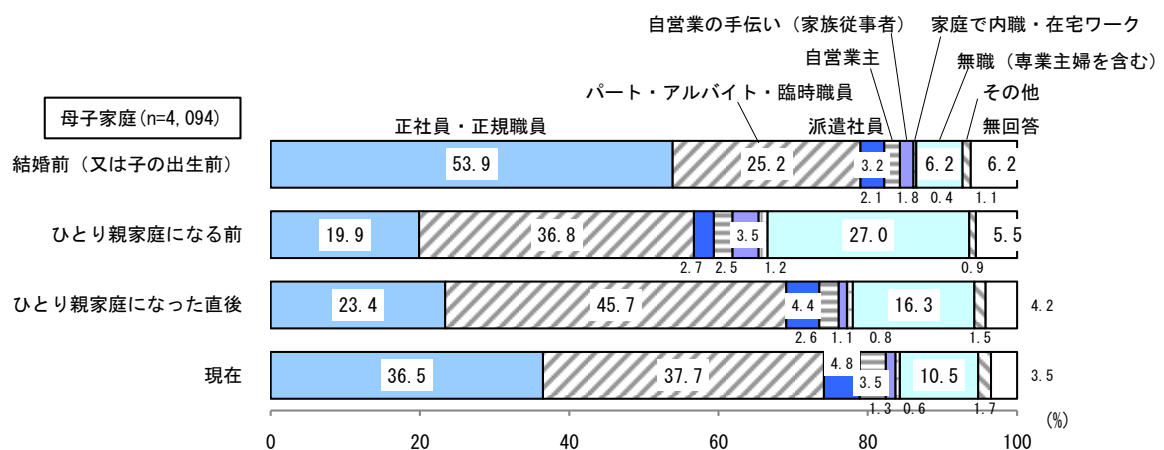
しかし、母子家庭の就業形態の変化についてみると、「正社員・正規職員」として働いている人は、婚姻中に大きく減少し、ひとり親家庭になった直後には23.4%、現在は36.5%となっています。また、現在のひとり親家庭の就業者のうち「パート・アルバイト・臨時職員」、「派遣職員」など非正規職員の割合は43.8%となっています。

ひとり親が一人で就業と子育てとの両方を担わなければならないことから、より高い所得が得られる正規雇用の職に就くことを希望しながらも、多くは賃金が低い非正規雇用の職に就かざるを得ない現状があります。

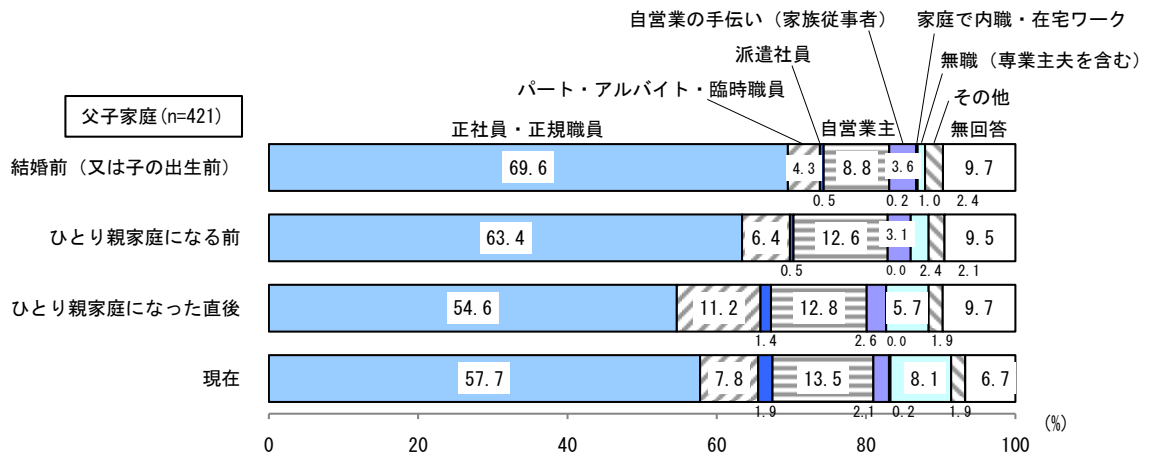
一方、父子家庭の就業形態については、経過にかかわらず「正社員・正規職員」が過半数を占めていますが、ひとり親家庭になった直後に割合が減少しています。また、ひとり親家庭になった直後から「無職（専業主婦を含む）」の割合が大きく増加しています。

なお、副業の実施状況については、母子家庭は10.5%、父子家庭は7.4%となっています。

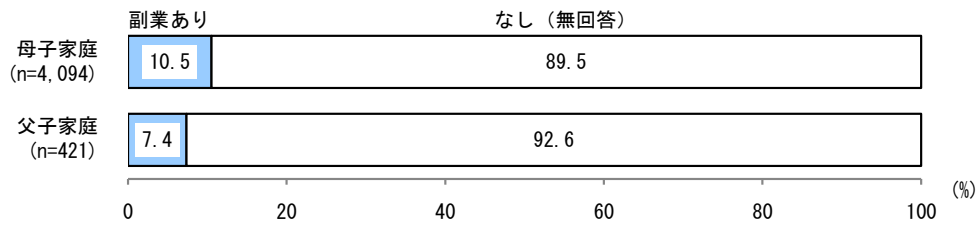
【就業形態の変化（母子家庭）】



【就業形態の変化（父子家庭）】



【副業の有無】

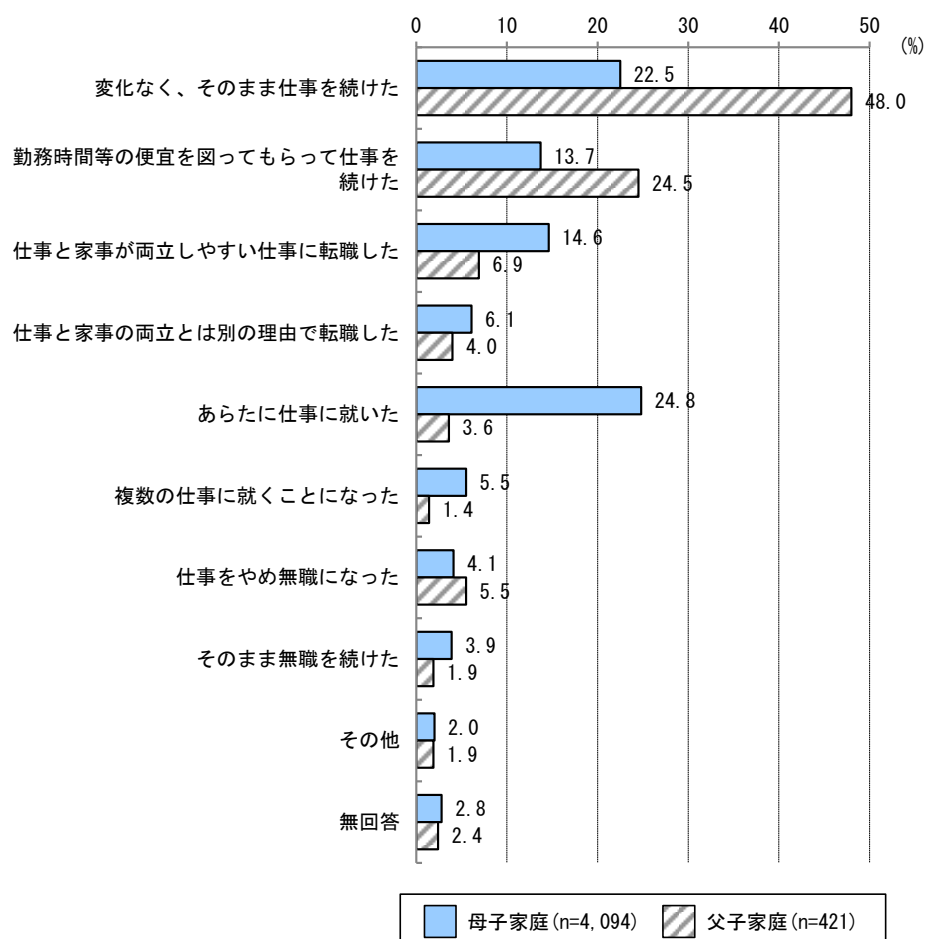


イ ひとり親家庭になる前後の就業状況

母子家庭では、「あらたに仕事に就いた」が24.8%で最も多くなっています。これに次いで、「変化なく、そのまま仕事を続けた」が22.5%で、「勤務時間等の便宜を図ってもらって仕事を続けた」の13.7%と合わせると、継続して仕事をしている母親は36.2%となっています。

一方、父子家庭では「変化なく、そのまま仕事を続けた」が48.0%で最も多く、次いで「勤務時間等の便宜を図ってもらって仕事を続けた」が24.5%となっており、両者を合わせると、継続して仕事をしている父親が72.5%となっています。

【ひとり親家庭になる前後での仕事の変化】

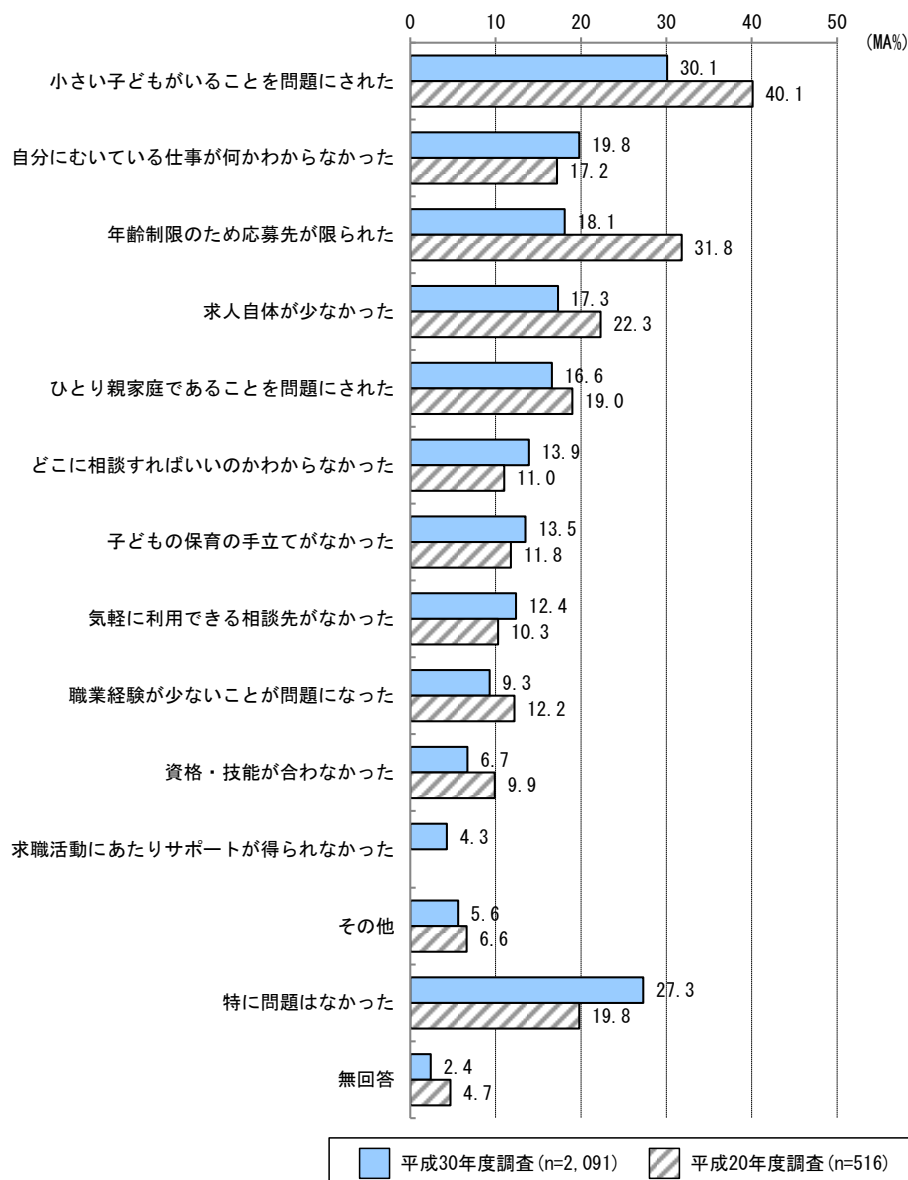


ウ 転職の希望と求職活動での問題点

現在働いている人に、転職したいかをたずねると、母子家庭では「すぐに転職したい」、「よい仕事があれば転職したい」の合計が39.3%で父子家庭の24.2%と比較すると転職希望が高い状況です。

一方、母子家庭となり、転職や就職、複数の仕事に就いた人に、求職活動での問題点をたずねると、平成20年度調査と比較すると、「特に問題はなかった」が7.5ポイント増加しており、「年齢制限のため応募先が限られた」は13.7ポイント、「小さい子どもがいることを問題にされた」は10.0ポイント減少しているものの、「小さい子どもがいることを問題にされた」が30.1%で最も多く、ひとりで子育てをしながら求職活動を行うことの困難さがあらわれています。

【経年比較 求職活動での問題点（母子家庭）】

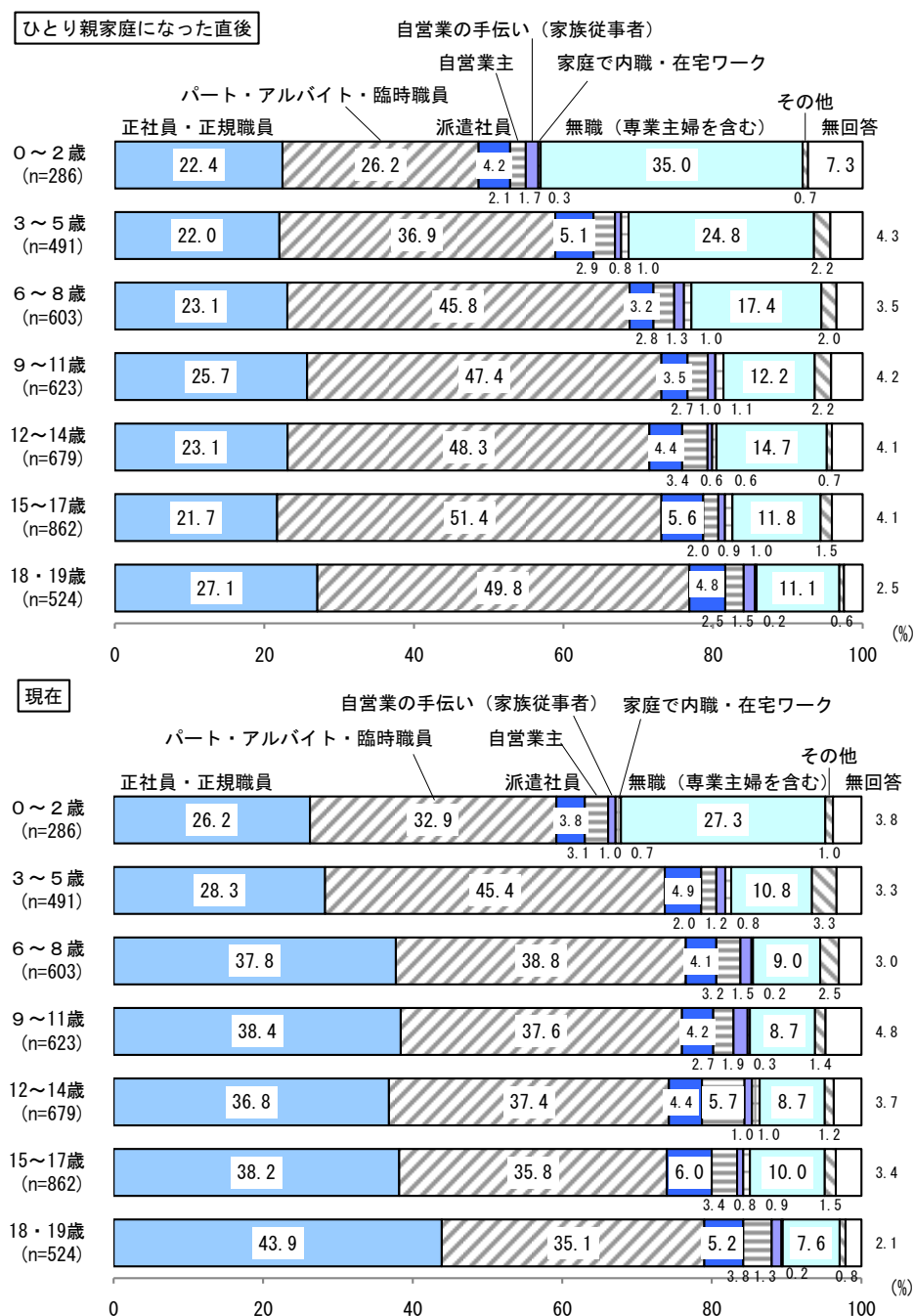


エ 末子の年齢別 就業形態の変化

母子家庭について、ひとり親家庭になった直後では、末子が年少になるほど無職の割合が高くなっています。なお、現在では、無職の割合が、末子3～5歳の母親含めた3歳以上の母親は約10%に減少しますが、末子0～2歳の母親は27.3%と高い状況のままです。

ひとり親家庭にとって、就業による経済的自立は重要な課題ですが、その前提として、仕事と子育ての両立が必要です。子育てをすることが就業に不利とならないよう、ライフステージによって多様な働き方を主体的に選択できるような支援が必要です。

【図 3-1①-5 末子の年齢別 就業形態の変化（母子家庭）】

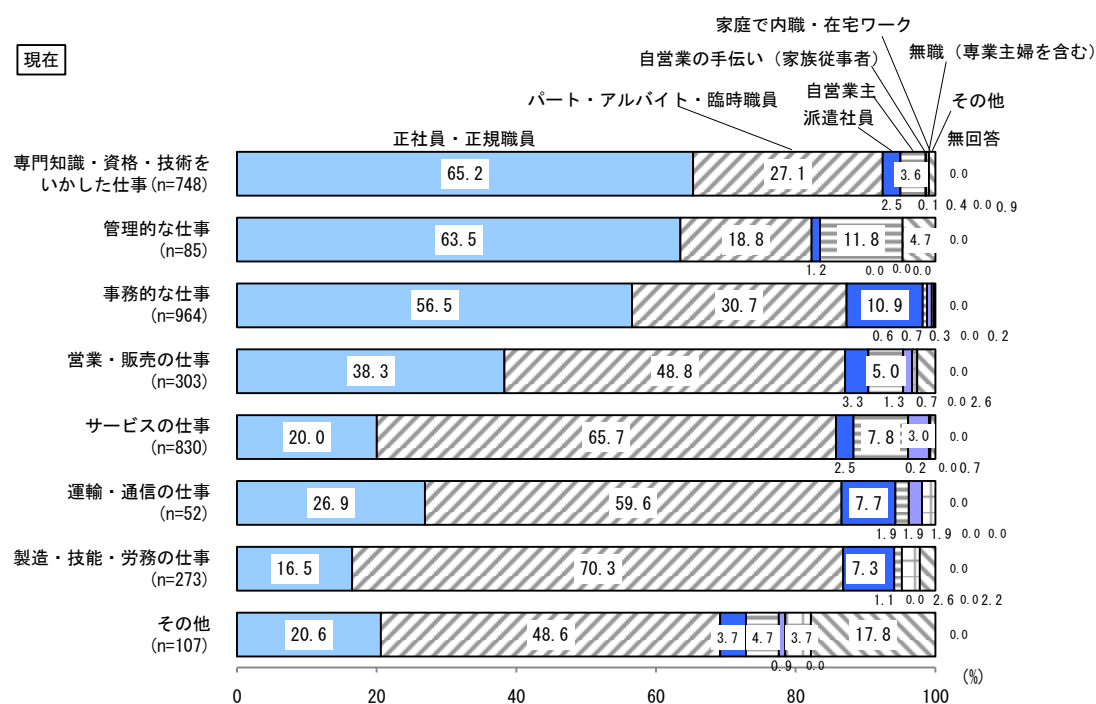


オ 専門知識、資格取得の有効性

母子家庭について、現在の職種別でみると、専門知識・資格・技術をいかした仕事をしている母親の「正社員・正規職員」の割合が65.2%と母子家庭全体の割合である36.5%に比べて著しく高く、安定した雇用により有効であることがあらわれています。

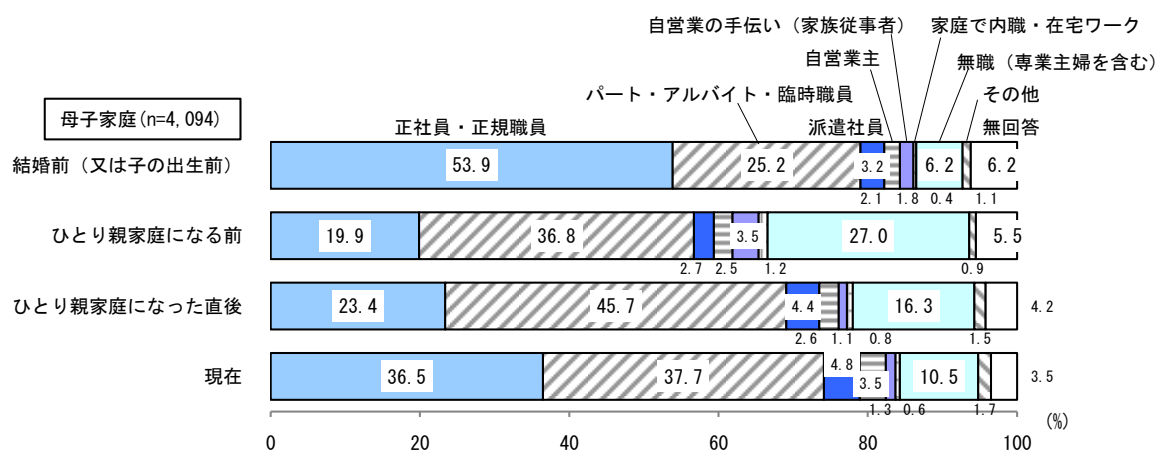
一方、資格を取得するときの悩みとして、「資格取得のための費用がない」、「資格取得のための時間がない」、「資格取得中に収入が減ること」と考えている方も多く、ひとり親家庭支援制度の周知や相談窓口への誘導などが必要です。

【現在の職種別 就業形態の変化（母子家庭）】



「(1) ア」のグラフより

【就業形態の変化（母子家庭）】

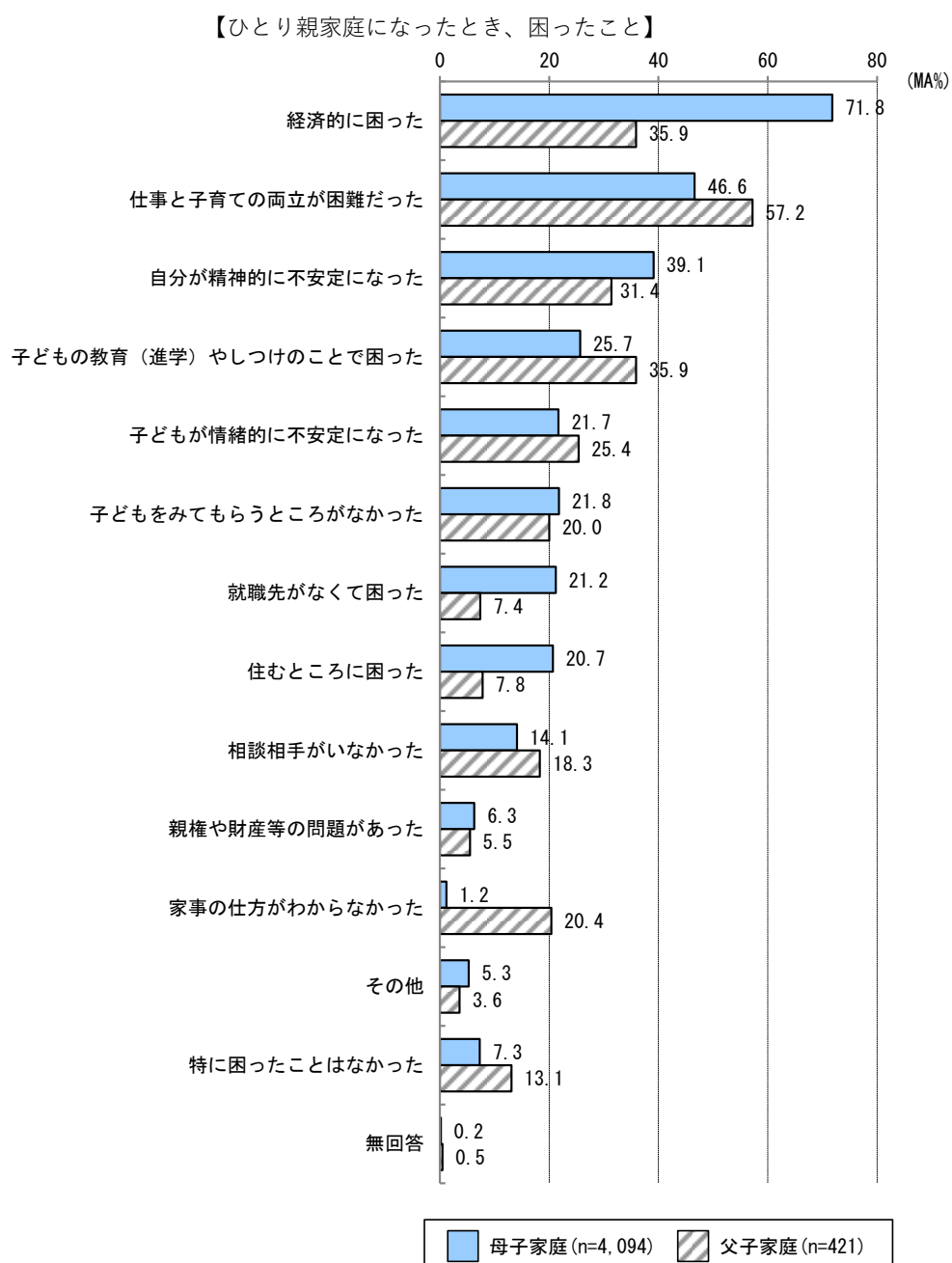


(2) 子育て・生活について

ア ひとり親家庭になったとき、困ったこと

ひとり親家庭になったとき、困ったことについて、母子家庭では「経済的に困った」が71.8%で最も多く、父子家庭の35.9%に比べて35.9ポイント高い割合になっています。なお、「就職先がなくて困った」(21.2%)と「住むところに困った」(20.7%)も父子家庭に比べて10ポイント以上高い割合になっています。

一方、父子家庭では「仕事と子育ての両立が困難だった」(57.2%)が最も多く、「こどもの教育(進学)やしつけのことで困った」(35.9%)や「家事の仕方がわからなかった」(20.4%)は母子家庭に比べて10ポイント以上高い割合になっています。



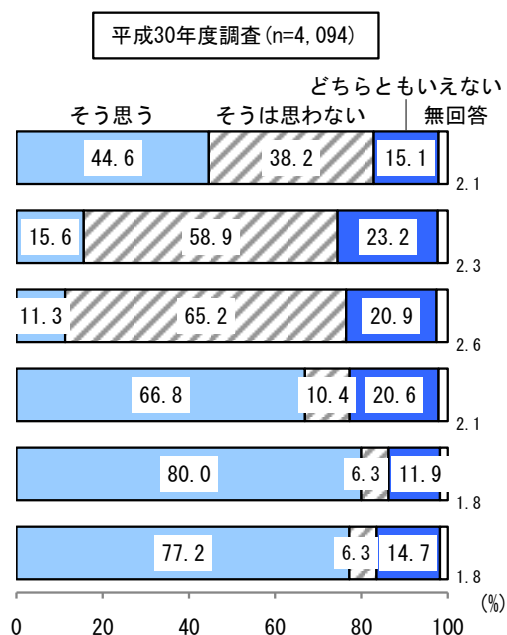
イ こどもについての悩み

こどもとの関係を見てみると、「こどもとの時間が十分にとれない」と感じる割合が母子家庭・父子家庭とも4割を超えているものの、「こどもの気持ちがよくわからない」、「こどもがわずらわしい」と感じている割合は低く、「自分はこどもに頼られている」、「こどもは自分の生きがいだ」と思う割合が高くなっており、おおむね良好な関係にあるといえます。

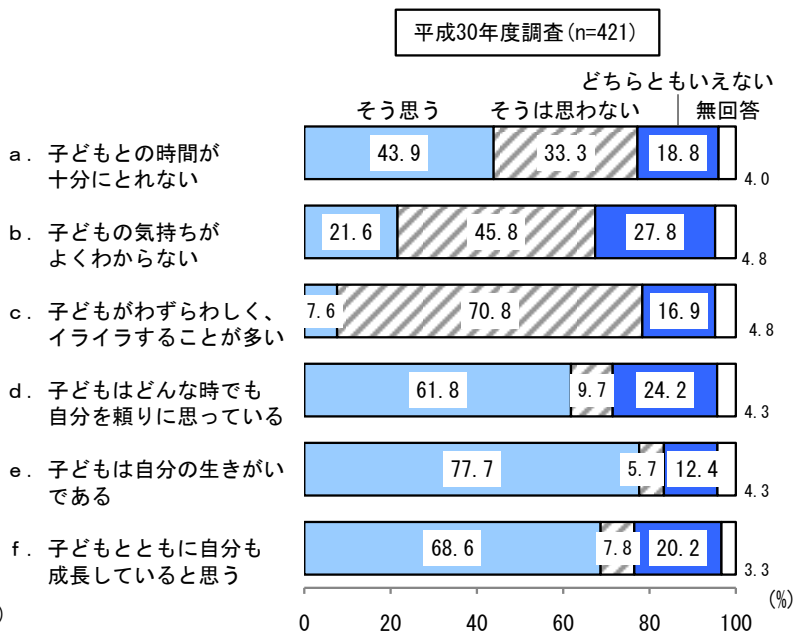
しかし、こどもについての悩みをきくと、母子家庭、父子家庭の親とも、こどもの「進学」や「学力」、「しつけのこと」について悩みを持つのは共通していますが、母子家庭に比べ、「食事・栄養のこと」について悩んでいる父子家庭が多いこと、子育てに関する相談相手をたずねると、相談相手はいないと答えた割合が父子家庭の方が高いことから、父子家庭特有のニーズに応じたきめ細かな支援が必要です。

【子育てやこどもとの関係で感じていること】

【母子家庭】



【父子家庭】



ウ ひとり親家庭になった前後の転居の有無及び住居の変化

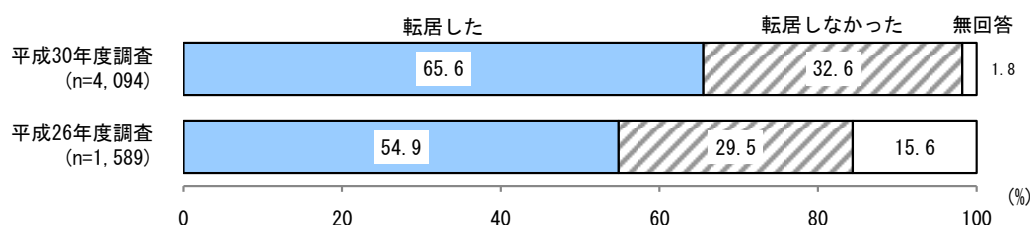
ひとり親家庭になったときに転居したかについて、母子家庭では「転居した」が65.6%、「転居しなかった」は32.6%となっています。

一方、父子家庭では「転居しなかった」が62.7%を占めており、「転居した」は34.7%となっています。

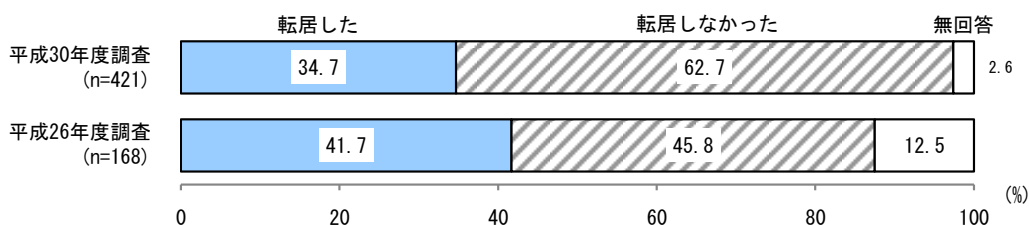
また、母子家庭では、ひとり親家庭になる前、ひとり親家庭になった直後に比べ、現在の「市・府営住宅」が14.5%と大幅に増加しています。

転居先の住居として、所得に応じて家賃が決定する「市・府営住宅」が選ばれていることが伺えます。

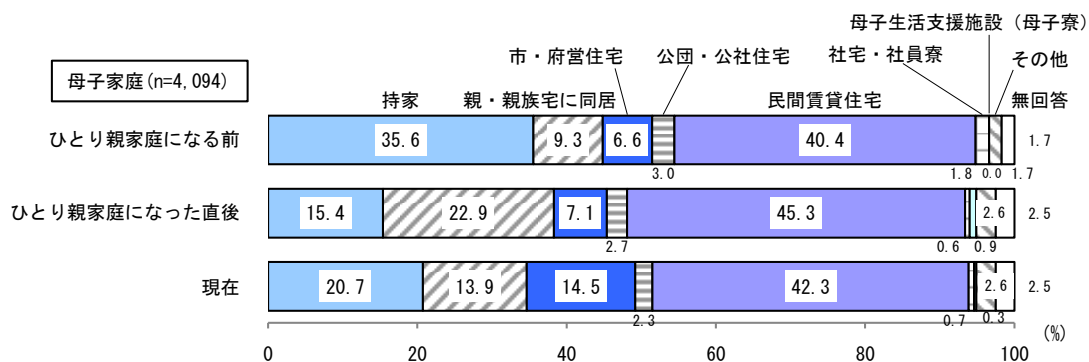
【経年比較 ひとり親家庭になった前後の転居の有無（母子家庭）】



【経年比較 ひとり親家庭になった前後の転居の有無（父子家庭）】



【住居の変化及び現在の住居（母子家庭）】

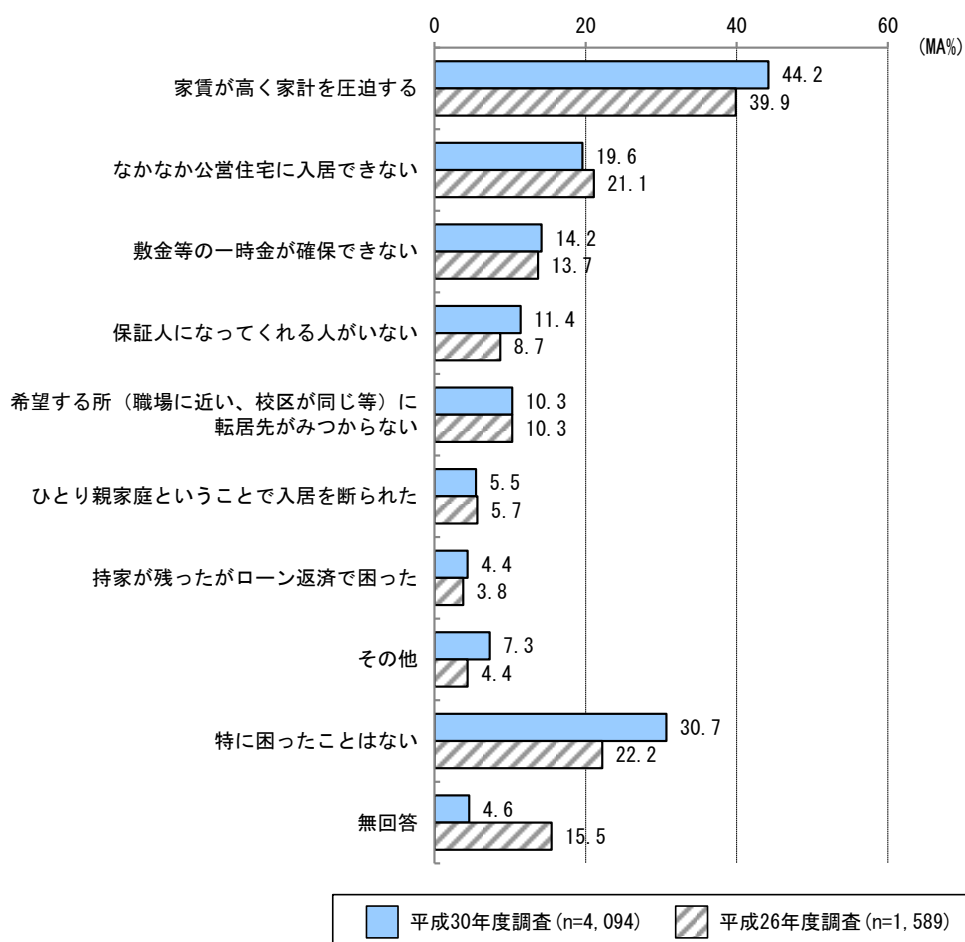


エ ひとり親家庭になってから住居に関して困ったこと

ひとり親家庭になってから住居に関して困ったことについて、母子家庭では「家賃が高く家計を圧迫する」が44.2%で最も多く、次いで「特に困ったことはない」が30.7%、「なかなか公営住宅に入居できない」が19.6%となっています。

平成26年度調査と比較すると、「特に困ったことはない」が8.5ポイント増加しています。父子家庭では「特に困ったことはない」が51.8%を占めており、困ったことがある人では「家賃が高く家計を圧迫する」が22.6%で最も多く、次いで「持家が残ったがローン返済で困った」が14.0%となっています。

【経年比較 ひとり親家庭になってから住居に関して困ったこと（母子家庭）】



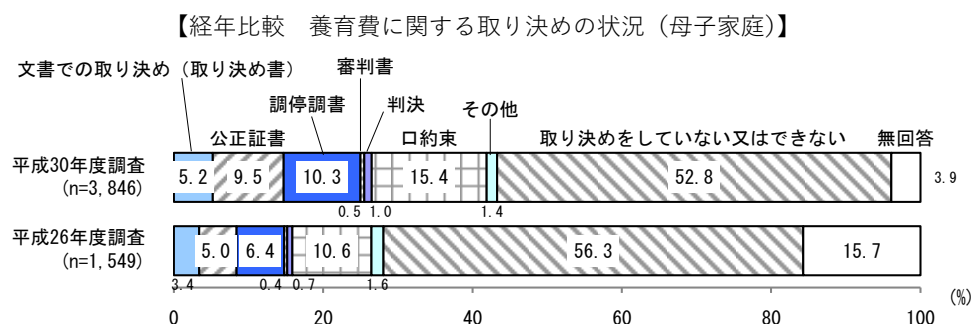
(3) 養育費・面会交流について

ア 養育費の取り決め状況

母子家庭で、「何らかの取り決め」をしている割合は 43.3%、「何らかの文書で取り決め」を交わしている割合は 27.9%、「公正証書など強制執行が可能な文書（債務名義）」で取り決めを交わしている割合は 21.3%となっています。

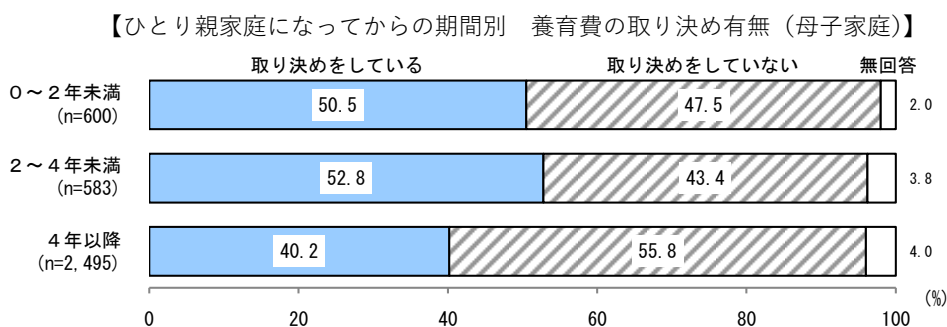
平成 26 年度調査と比較しますと、「何らかの取り決め」は 15.2 ポイント、「何らかの文書で取り決め」は 10.4 ポイント、「債務名義化した文書で取り決め」は 8.8 ポイント増加しています。

しかし「取り決めをしていない又はできない」の割合は 52.8%であり、養育費の取り決めの重要性の啓発や相談等の支援が必要です。

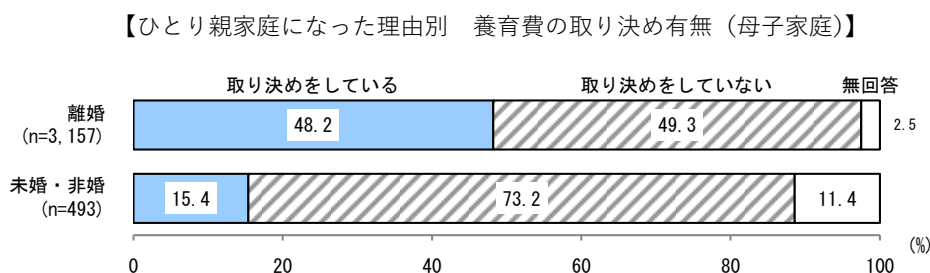


母子親家庭になってからの期間別でみると、「取り決めをしている」割合が、4 年未満で 5 割を超える一方、4 年以降になると約 4 割になっています。

民法の改正や養育費の取り決めの重要性の理解が進んでいることがあらわれています。



母子親家庭になった理由別でみると、離婚のひとり親家庭で、「取り決めをしている」割合は 48.2%に対し、未婚・非婚のひとり親家庭は 15.4%であり、養育費の取り決めが困難な実情があらわれています。

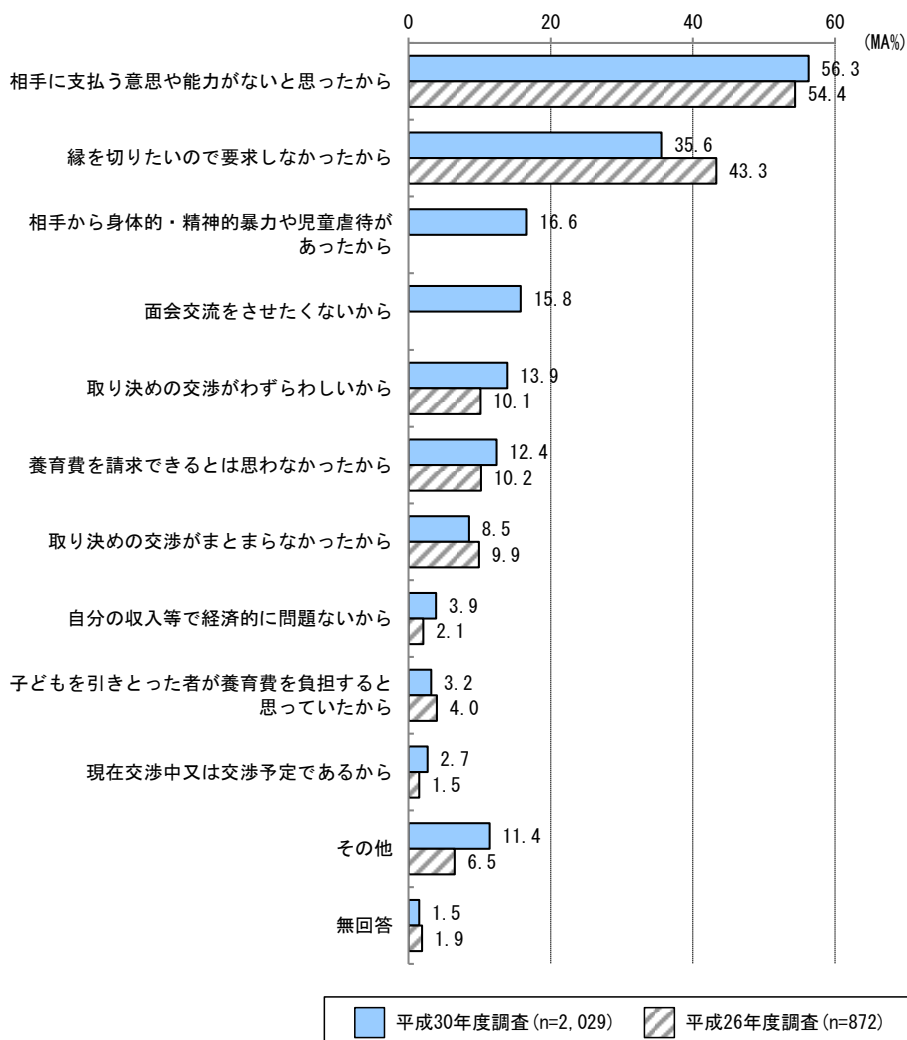


イ 養育費の取り決めをしていない（できない）理由

「養育費の取り決めをしていない又はできない」と回答した人に、その理由をたずねると、母子家庭では「相手に支払う意思や能力がないと思ったから」が56.3%で最も多く、次いで「縁を切りたいので要求しなかったから」が35.6%、「相手から身体的・精神的暴力や児童虐待があったから」が16.6%、「面会交流をさせたくないから」が15.8%となっています。

平成26年度調査の状況と大きく違いはなく、「相手から身体的・精神的暴力や児童虐待があったから」といった理由に対しては慎重な対応が求められるものの、養育費の確保に積極的に取り組めるような支援が必要です。

【図 5-1②-1 経年比較 養育費の取り決めをしていない理由（母子家庭）】



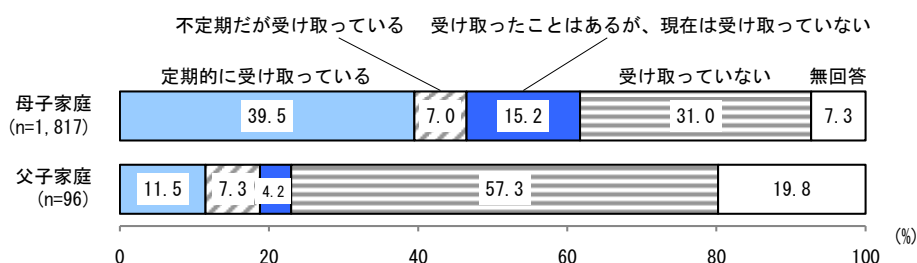
※平成26年度調査では「相手から身体的・精神的暴力や児童虐待があったから」と「面会交流をさせたくないから」の選択肢は設けられていない。

ウ 養育費の受け取り状況①

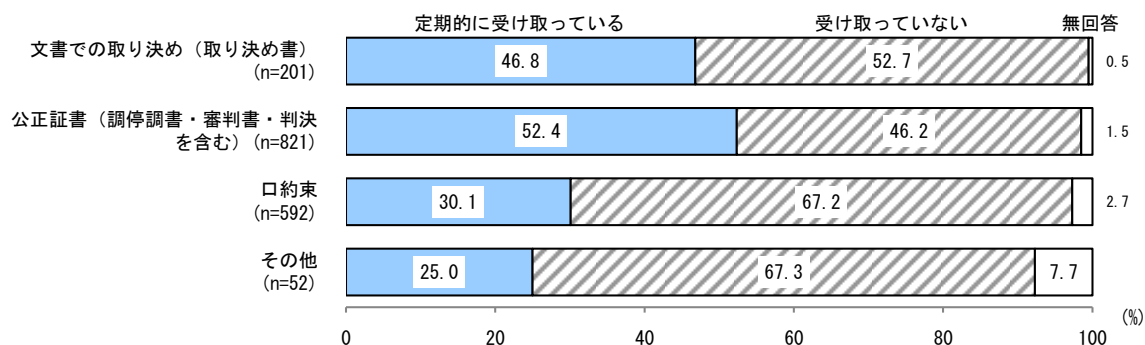
養育費の取り決めをしている母子家庭で、「定期的に受け取っている」割合は39.5%となっていますが、養育費の取り決め内容別で受け取り状況をみると、「公正証書などの文書」が52.4%で最も高く、債務名義化の促進が有効であることがわかります。

また、養育費の取り決め額については、母子家庭の平均額は月額5.0万円となっています。

【養育費の受け取り状況（取り決めをしている家庭）】



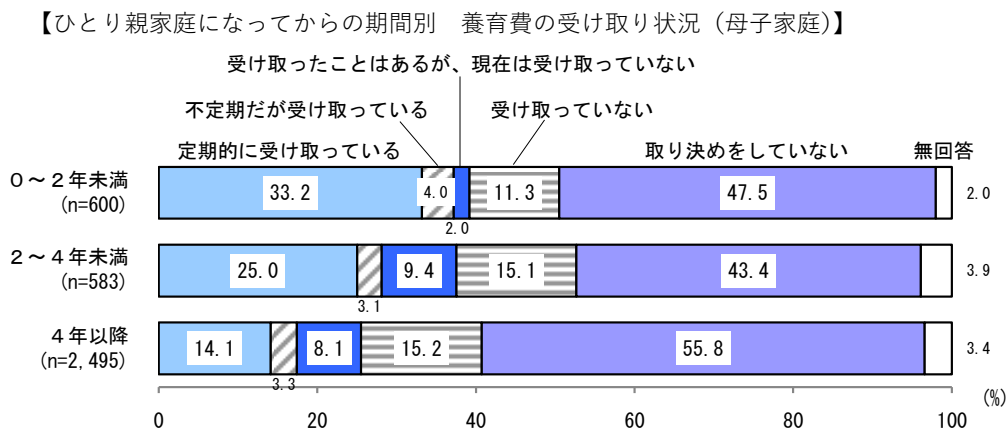
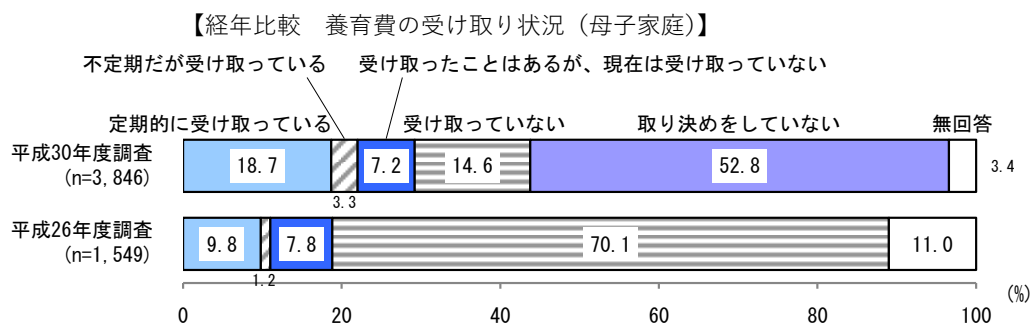
【養育費の取り決め内容別 養育費の定期的な受け取り状況（母子家庭）】



エ 養育費の受け取り状況②

養育費の取り決めをしていない（できない）方も含めた全母子家庭で、「定期的に受け取っている」割合は18.7%、「不定期の受け取り」も含めた「受け取っている」割合は22%となっています。平成26年度調査と比較すると、「定期的に受け取っている」が8.9ポイント、「受け取っている」が11ポイント増加しています。

しかし、「受け取っていない（取決めをしていないを含む）」家庭が大半であり、ひとり親家庭になってからの期間別でみると、期間が長くなるほど受け取る割合が低くなるのがわかります。養育費を取り決めても、支払いが滞ることが多く、養育費の継続した履行確保が課題となっています。



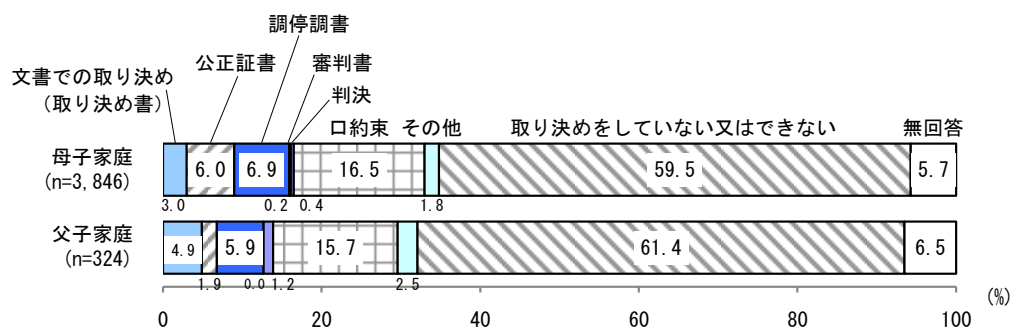
オ 面会交流の状況

母子家庭で、「何らかの取り決め」をしている割合は 34.8%、「何らかの文書で取り決め」を交わしている割合は 18.3%、「公正証書など債務名義化した文書で取り決め」を交わしている割合は 13.5%となっています。

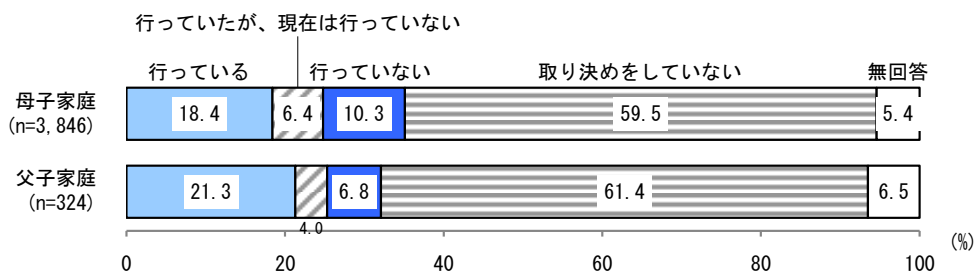
一方、父子家庭では、「何らかの取り決め」の割合は 32.1%、「何らかの文書で取り決め」の割合は 16.4%、「債務名義化した文書で取り決め」の割合は 9%となっています。

しかし、母子家庭、父子家庭とも「取り決めをしていない又はできない」の割合が約 60%で、面会交流の実施状況をみても、母子家庭が 18.4%、父子家庭が 21.3%と低い状況であり、面会交流の取り決めの重要性の啓発等の支援が必要です。

【面会交流の取り決めの状況】



【面会交流の実施状況】



(4) 経済的な状況について

ア 年間の収入状況

母子家庭では、同居親族を含む自身の世帯の年間総収入は「200～250 万円未満」が 10.2%で最も多く、各項目を代表値に変換して算出した平均額は 290.8 万円となっています。

そのうち、自身の年間総収入では「100～150 万円未満」が 13.0%で最も多く、平均額は 240.7 万円となっており、自身の年間就労収入でも「100～150 万円未満」が 12.7%で最も多く、平均額は 229.2 万円となっています。

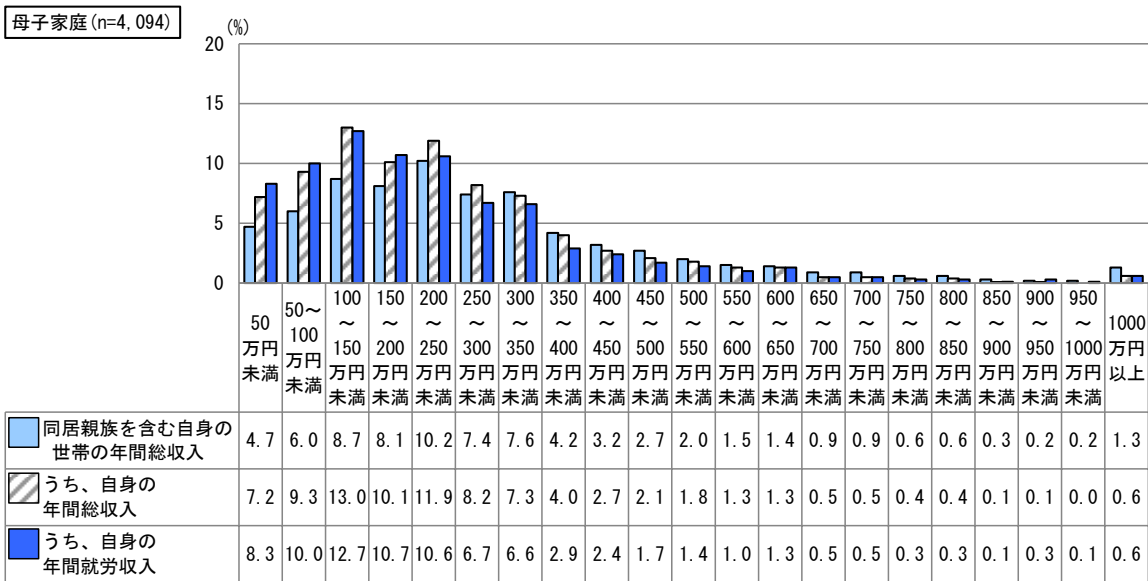
父子家庭の年間の収入状況については、同居親族を含む自身の世帯の年間総収入では「400～450 万円未満」と「500～550 万円未満」が同率で 6.9%と最も多く、各項目を代表値に変換して算出した平均額は 486.5 万円となっています。

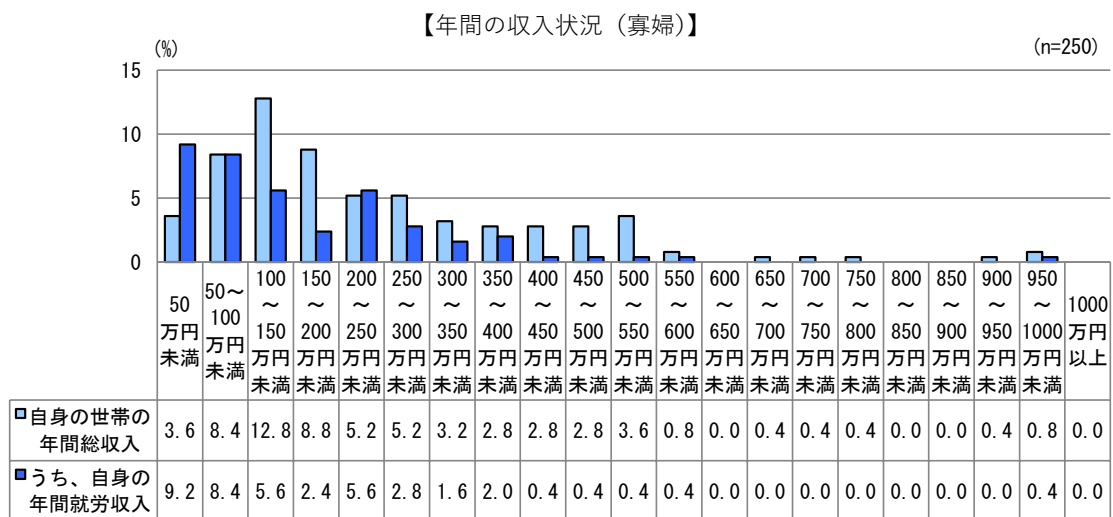
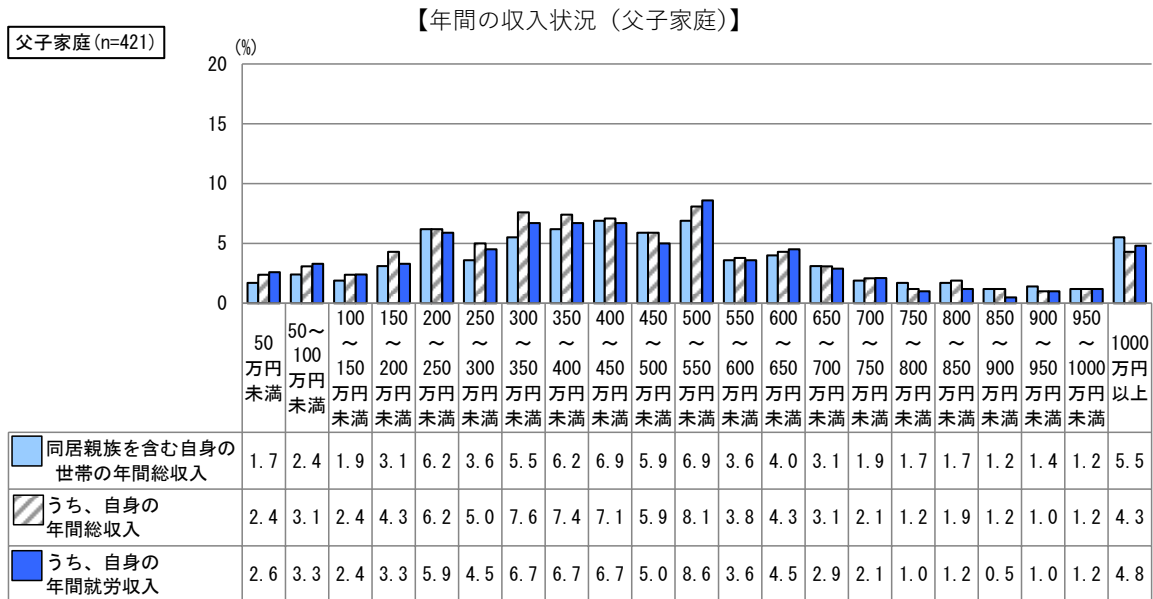
そのうち、自身の年間総収入では「500～550 万円未満」が 8.1%で最も多く、平均額は 454.0 万円となっており、自身の年間就労収入でも「500～550 万円未満」が 8.6%で最も多く、平均額は 454.1 万円となっています。

寡婦の年間の収入状況については、自身の世帯の年間総収入では「100～150 万円未満」が 12.8%で最も多く、各項目を代表値に変換して算出した平均額は 247.4 万円となっています。

そのうち、自身の年間就労収入では「50 万円未満」が 9.2%で最も多く、平均額は 163.3 万円となっています。

【図 4-2-1 年間の収入状況（母子家庭）】





[参考：各項目の代表値]

選択肢	代表値 (万円)	選択肢	代表値 (万円)
50万円未満	25	550～600万円未満	575
50～100万円未満	75	600～650万円未満	625
100～150万円未満	125	650～700万円未満	675
150～200万円未満	175	700～750万円未満	725
200～250万円未満	225	750～800万円未満	775
250～300万円未満	275	800～850万円未満	825
300～350万円未満	325	850～900万円未満	875
350～400万円未満	375	900～950万円未満	925
400～450万円未満	425	950～1,000万円未満	975
450～500万円未満	475	1,000万円以上	1025
500～550万円未満	525		

イ 主な属性別 自身の年間総収入の平均値

【主な属性別 代表値による算出の自身の年間総収入の平均値（母子家庭）】

母子家庭全体：240.7万円					
母親の年齢別	16～19歳	25.0 万円	母親の最終学歴別	中学校	156.4 万円
	20～24歳	114.0 万円		高等学校	209.3 万円
	25～29歳	158.4 万円		短大・専修学校（専門課程）	260.8 万円
	30～34歳	196.8 万円		大学	354.1 万円
	35～39歳	232.7 万円		その他	301.1 万円
	40～44歳	257.8 万円	現在の就業形態別	正社員・正規職員	357.8 万円
	45～49歳	263.5 万円		パート・アルバイト・臨時職員	156.3 万円
	50～54歳	266.5 万円		派遣社員	217.0 万円
	55～59歳	256.1 万円		自営業主	307.4 万円
	60歳以上	190.0 万円		自営業の手伝い（家族従事者）	196.4 万円
期間別	1年未満	189.4 万円		家庭で内職・在宅ワーク	138.0 万円
	1年	203.9 万円		無職（専業主婦を含む）	95.8 万円
	2年	219.1 万円		その他	194.8 万円
	3年	252.2 万円	現在の職種別	専門知識・資格・技術をいかした仕事	341.0 万円
	4年	233.7 万円		管理的な仕事	441.9 万円
	5年	254.4 万円		事務的な仕事	271.0 万円
	6～10年	255.1 万円		営業・販売の仕事	224.4 万円
	11～20年	261.0 万円		サービスの仕事	178.8 万円
21～30年	246.4 万円	運輸・通信の仕事		201.7 万円	
なつたり理親家庭に別	死別	265.0 万円		製造・技能・労務の仕事	178.8 万円
	離別	239.2 万円		その他	241.3 万円
	未婚・非婚	232.3 万円			
	その他	244.8 万円			

※回答者のみの平均額とする。

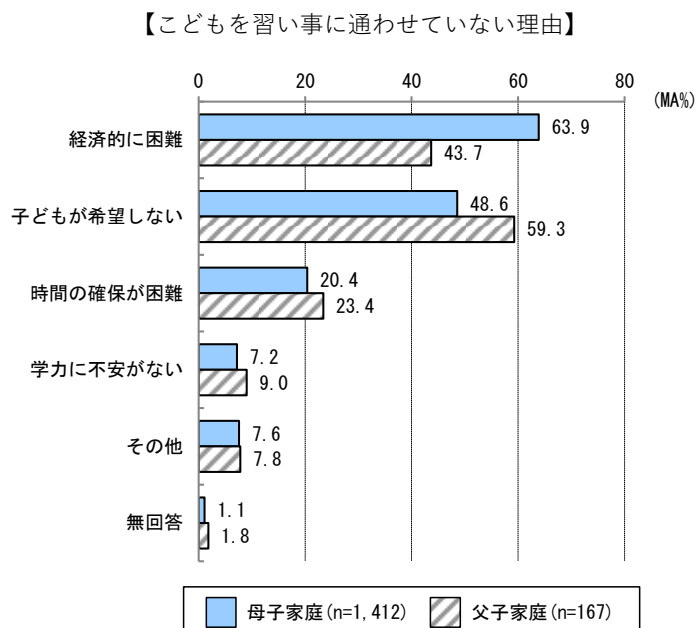
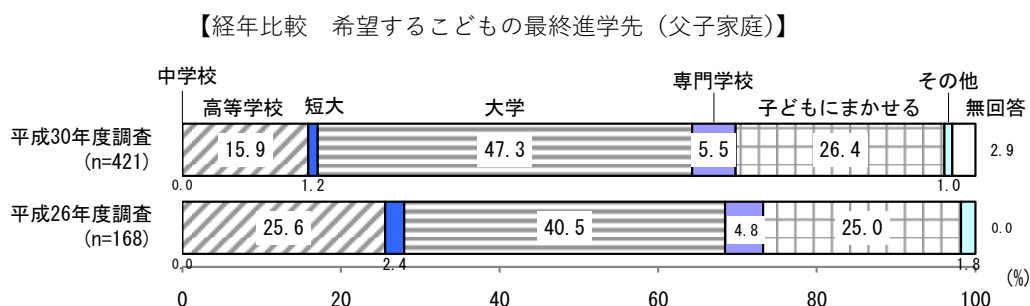
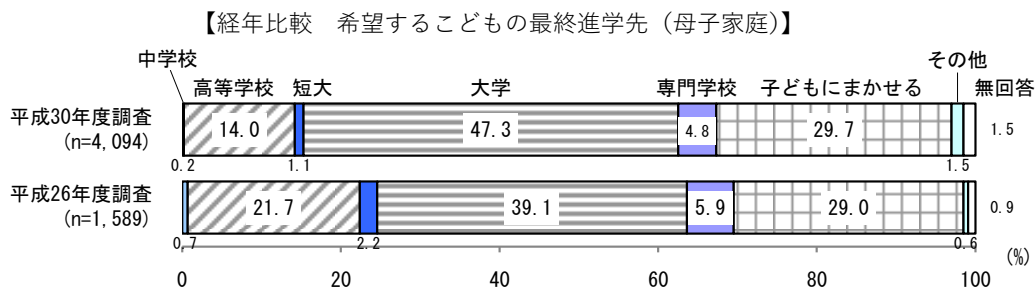
ウ 希望するこどもの最終進学先とこどもを習い事に通わせていない理由

母子家庭、父子家庭とも「大学」が最も多く、次いで「こどもにまかせる」、「高等学校」となっています。

平成26年度調査と比較すると、「大学」が増加しており、「高等学校」が減少しています。

一方、こどもを習い事に通わせていない理由について、母子家庭では「経済的に困難」が63.9%で最も多く、父子家庭の43.7%に比べて20.2ポイント高い割合となっています。

父子家庭では「こどもが希望しない」が59.3%で最も多くなっています。



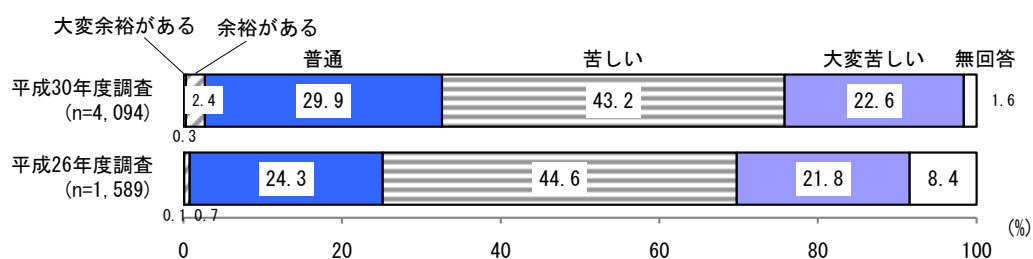
エ 現在の生活の状況

母子家庭では「苦しい」が43.2%で最も多く、「大変苦しい」と合わせると65.8%となっています。

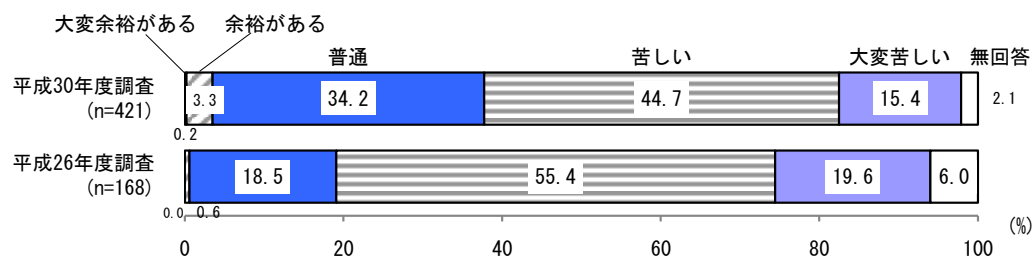
父子家庭では、「苦しい」が44.7%で最も多く、「大変苦しい」と合わせると60.1%となっています。

母子家庭では、「ひとり親家庭になったときに困ったこと」及び「現在困っていること」について、「経済的に困った」という回答が最多となっており、経済的支援はひとり親家庭の生活のために大変重要な支援です。

【経年比較 現在の生活の状況（母子家庭）】



【経年比較 現在の生活の状況（父子家庭）】



(5) サポート体制について

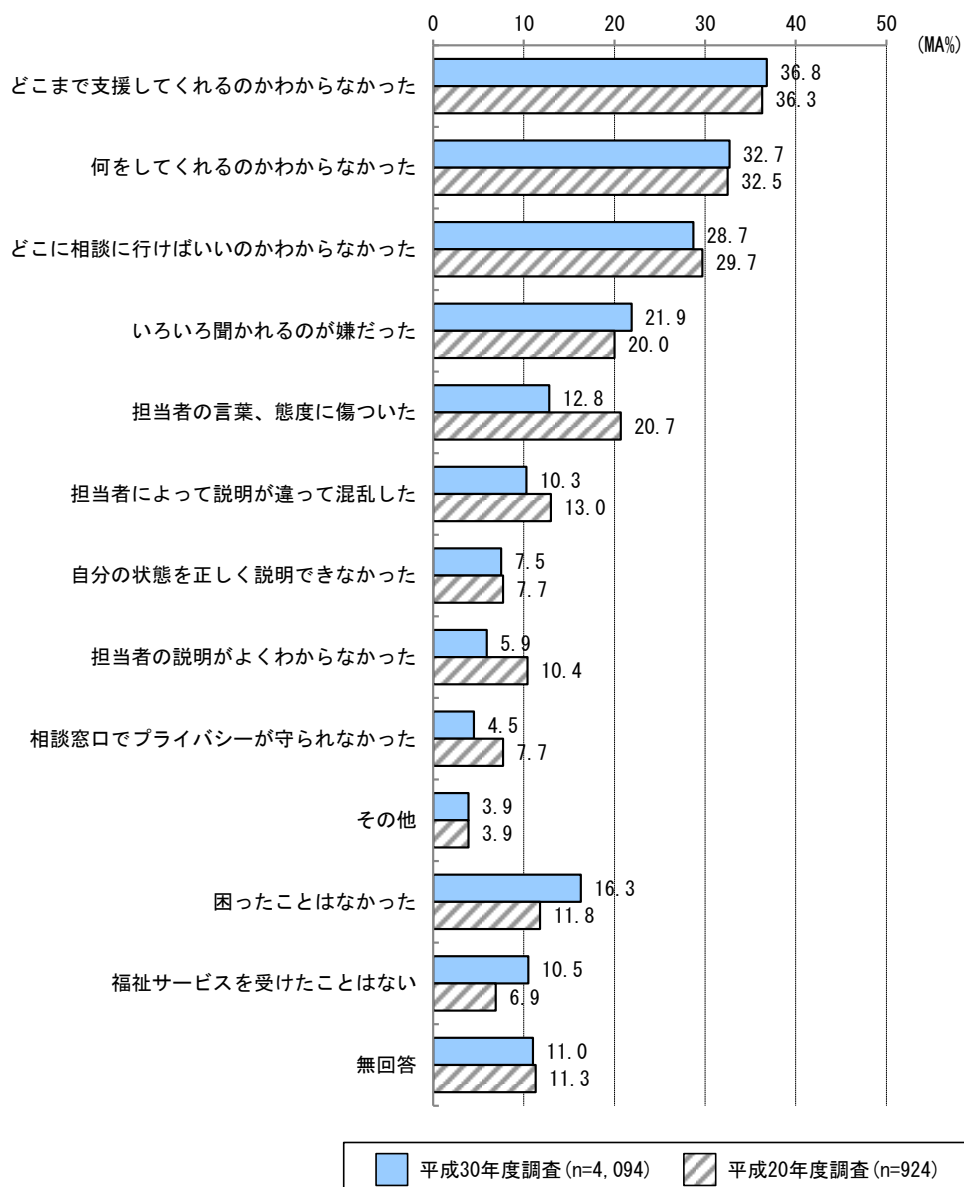
ア 福祉サービスを受けるときに困ったこと

母子家庭では、「どこまで支援してくれるのかわからなかった」、「何をしてくれるのかわからなかった」、「どこに相談に行けばいいのかわからなかった」が上位3項目に挙がっており、福祉サービスの周知度の低さがうかがえます。

また、福祉サービスを受けるときに不満だった内容として、「いろいろ聞かれるのが嫌だった」が21.9%と多くなっています。

一方、平成20年度調査と比較すると、「担当者の言葉、態度に傷ついた」は7.9ポイント、「担当者の説明がよくわからなかった」は4.5ポイント減少しています。

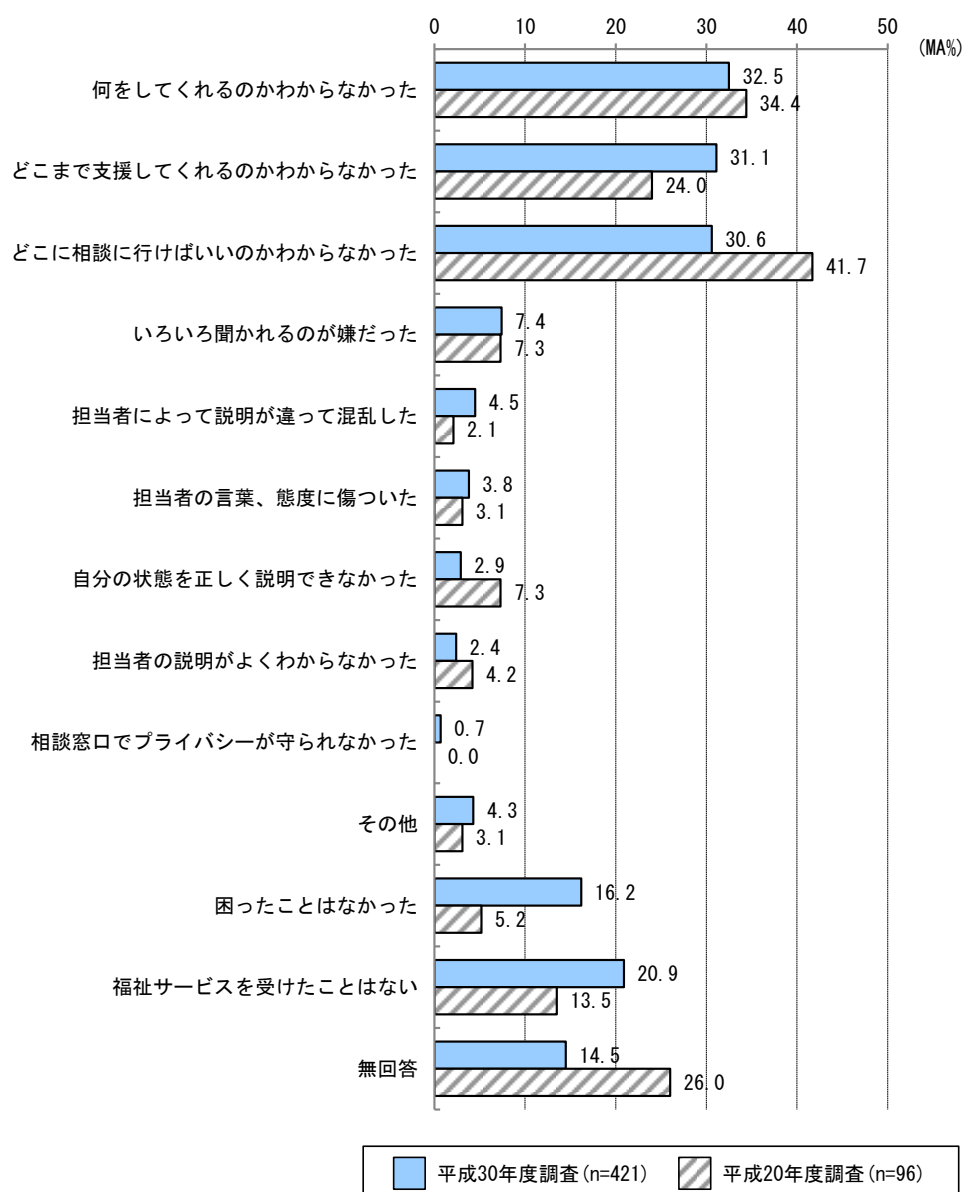
【経年比較 福祉サービスを受けるときに困ったこと（母子家庭）】



父子家庭でも「何をしてくれるのかわからなかった」、「どこまで支援してくれるのかわからなかった」、「どこに相談に行けばいいのかわからなかった」が上位3項目に挙がっており、福祉サービスの周知度の低さがうかがえます。これに続いて「福祉サービスを受けたことはない」が20.9%と多くなっています。

平成20年度調査と比較すると、「困ったことはなかった」が11.0ポイント、「福祉サービスを受けたことはない」が7.4ポイント、「どこまで支援してくれるのかわからなかった」が7.1ポイント増加しており、「どこに相談に行けばいいのかわからなかった」は11.1ポイント減少しています。

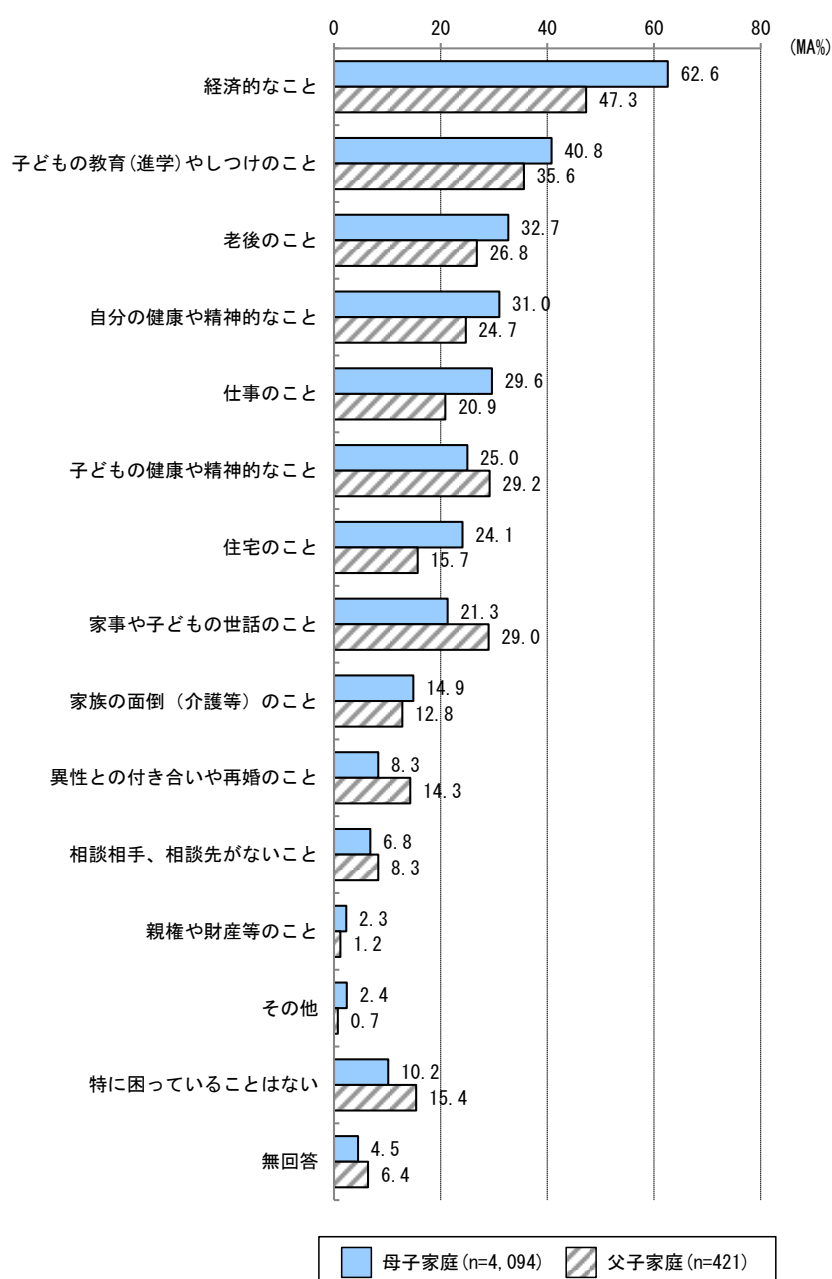
【経年比較 福祉サービスを受けるときに困ったこと（父子家庭）】



イ 現在困っていること

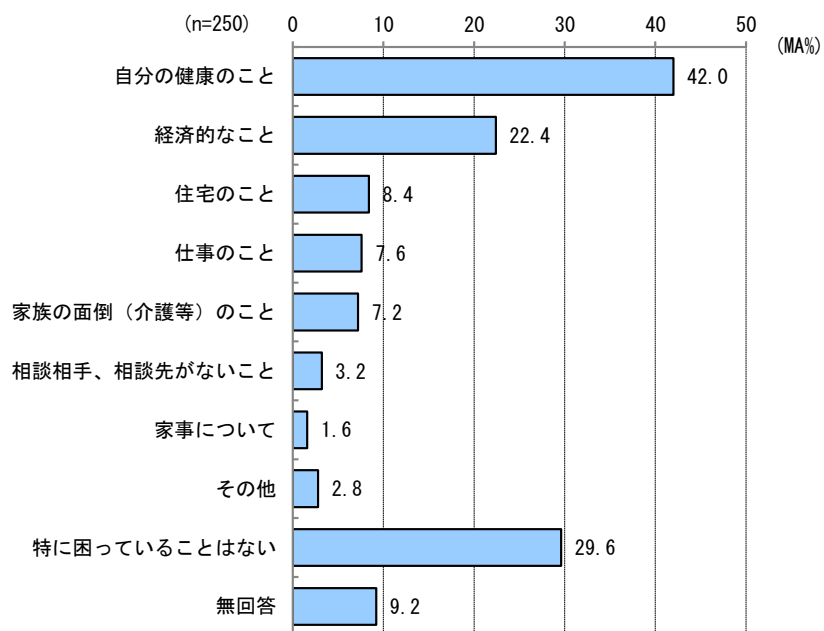
母子家庭・父子家庭とも「経済的なこと」が最も多く、母子家庭は 62.6%、父子家庭は 47.3%で、母子家庭のほうが 15.3 ポイント高い割合になっています。これに次いで「こどもの教育（進学）やしつけのこと」が母子家庭で 40.8%、父子家庭で 35.6%となっており、続けて母子家庭は「老後のこと」（32.7%）、「自分の健康や精神的なこと」（31.0%）が多く、父子家庭は「こどもの健康や精神的なこと」（29.2%）、「家事やこどもの世話のこと」（29.0%）が多くなっています。

【現在困っていること】



寡婦について、現在困っていることについて、「自分の健康のこと」が42.0%で最も多く、次いで「経済的なこと」が22.4%、「住宅のこと」が8.4%となっています。

【図 5-2 現在困っていること（寡婦）】



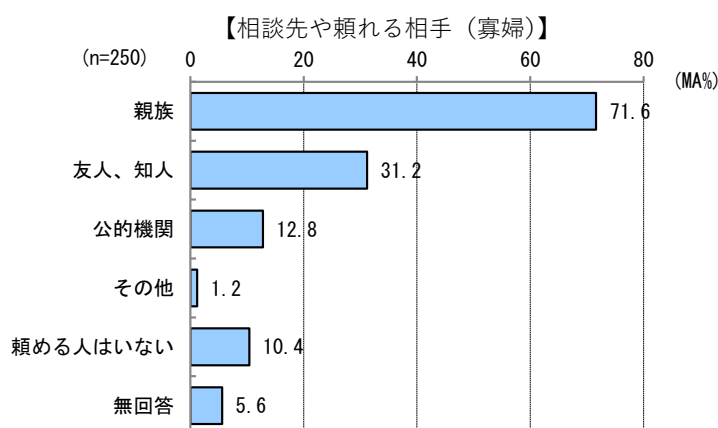
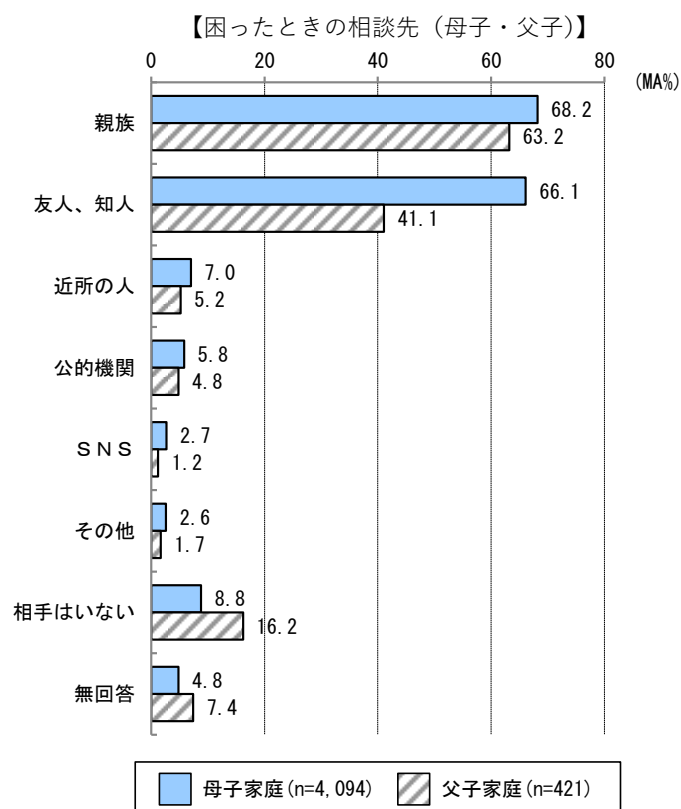
ウ 困ったときの相談先

母子家庭・父子家庭とも「親族」が最も多く、母子家庭は 68.2%、父子家庭は 63.2%となっています。これに次いで「友人、知人」が、母子家庭は 66.1%、父子家庭は 41.1%となっています。

困ったときに相談する相手として、「親族」「友人・知人」の割合が高いですが、「公的機関」の割合が低く、「相手がいない」は母子家庭に比べ父子家庭は高くなっています。

ひとり親家庭等が困ったときに気軽に相談できる場として認知されるよう、各種制度・相談窓口の広報周知を引き続き行うことが必要です。

寡婦については、「親族」が 71.6%で最も多く、次いで「友人、知人」が 31.2%、「公的機関」が 12.8%となっています。



4 「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（平成 27 年度～

平成 31（令和元）年度）」の振り返り

大阪市は、平成 27 年 4 月に、ひとり親家庭等に対する自立支援施策を総合的に示す計画として、平成 31 年度までを計画期間とする「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、関係部局や、当事者団体等の関係団体と連携し、施策の充実を図ってまいりました。各施策の取り組みの成果と課題は以下のとおりです。

（1）就業支援について

ア ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業

ひとり親家庭等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供、無料での職業紹介など一貫した就業支援サービスを提供しました。

相談に来られる方には、外国籍の方や、DV 被害者、意欲はあっても本人や家族の状況で就業が難しい方など、就職するまでの環境調整が必要な方やアフターフォローが必要な方も多く、単に仕事の紹介に終わらない寄添った支援を行いました。

イ ひとり親家庭等自立支援給付金事業（所得制限あり）

資格取得等による就業を支援するため、次の給付金を支給しました。

- 自立支援教育訓練給付金
（平成 29 年度より雇用保険の教育訓練給付金対象者にも拡充、令和元年度より特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金の講座も対象）
- 高等職業訓練促進給付金等
（平成 30 年度より「こどもの貧困対策事業」として市町村民税非課税世帯に対し月 14 万 1 千円に拡充、令和元年度より市町村民税課税世帯に対し修業期間の最後の 1 年間、月 11 万 5 百円、修業期間の上限を 4 年に拡充）
- 高等職業訓練促進資金貸付金事業
（平成 28 年度より新規事業として 50 万円を上限に入学準備金を貸付）
- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
（平成 30 年度より「こどもの貧困対策事業」として受講終了時に対象経費の 6 割相当額、合格時に 4 割相当額の支給に拡充、対象のこどもの年齢を 25 歳未満に拡充）
- 専門学校等受験対策事業
（平成 30 年度より「こどもの貧困対策事業」として専門学校等に合格するため予備校に通う方へ補助）

【取り組みの成果と課題】

就業相談・職業紹介、就業支援講習会や資格取得等の能力開発、就業機会の創出等を実施しました。ひとり親の就業は、子育てと生計の役割をひとりで担う難しさから、希望と現実の就労にミスマッチが生じやすく、正規職員としての雇用割合が低く、こどもの貧困状況の要因のひとつになっています。

その様な中、資格取得による就労は有効であり、高等職業訓練促進給付金等は、拡充前の平成 29 年度の新規給付者 66 人に対し、平成 30 年度は 108 人と増加しており、今後も成果が期待できます。

ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける就職者数は、好景気も相まって平成 26 年度以降、減少していますが、行政機関や関係団体と連携を図ることで、就業相談件数は年々増加傾向にあります。

今後とも、安定した生活を送るための自立支援、就業意欲の喚起と就職促進を図り、本人の状況や生活条件に即した、きめ細やかな就業支援を進める必要があります。

(2) 子育て・生活支援について

ア ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等が、自立するための修学や疾病などにより一時的に生活援助や保育のサービスが必要となった場合に、家庭生活支援員の派遣や、家庭生活支援員の自宅で保育を行いました。

イ ひとり親住宅

ひとり親家庭に対して、一般の市営住宅の入居募集とは別に、毎年5月に特別抽選を行い、市営住宅への優先入居を図りました。

ウ 保育所等の入所時における利用調整基準への配慮

保育施設等の利用調整については、ひとり親家庭で就労等によりこどもを保育できない家庭が、同条件で両親のいる家庭よりも優先的に利用できるよう点数を高く設定しました。(平成30年度より就労に加え就学についても高く設定)

【取り組みの成果と課題】

子育て支援、生活支援については、ひとり親家庭等を含む子育て世帯に対する支援策をはじめ、ひとり親家庭等を対象とした支援策の推進を図っています。

特に、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」においては、ひとり親家庭のニーズに十分対応できるよう、家庭生活支援員の増員に取り組みました。引続き家庭生活支援員の増員、制度の利用促進のため広報周知の充実が必要です。

また、生活の場の安定を図るため市営住宅への優先入居募集を毎年5月に実施し、ひとり親家庭の優先選考枠として毎年同数(225戸)を確保できています。

平成30年度より保育所等の利用調整について、ひとり親家庭の親が就職や転職に有利な資格取得がしやすいよう、ひとり親の就学についても点数を高く設定しました。

今後とも、就業・自立を図るために、子育て支援サービスの推進及び生活の場の確保が重要であると考えています。

(3) 養育費確保に向けての支援について

ア 広報・啓発活動の推進

- ・法務省作成の養育費に関するパンフレットの配付
(平成 28 年度より実施)
- ・養育費パンフレットを大阪市独自で作成、配付並びに養育費セミナーの実施
(平成 29 年度より実施)

イ 区保健福祉センターでの相談、情報提供及び同行支援

離婚を考えている方に対し、離婚後の生活上の問題に関する相談や、養育費の取り決めに関する情報提供などを行うとともに、精神的負担・不安を和らげるため、弁護士事務所・公証役場、家庭裁判所等に対し、ひとり親家庭サポーターが同行支援を行いました。(令和元年度より実施)

ウ 無料専門相談の実施

- ・区役所における弁護士による法律相談
各区年 2 回、大阪市全体で年 48 回 平日 午後 2 時～4 時(予約制)
(平成 28 年度より実施)
- ・愛光会館における弁護士による法律相談
毎月第 2 水曜日 午後 1 時～4 時、第 3 水曜日 午後 6 時～8 時(予約制)
(平成 30 年度より毎月第 2 水曜日→毎月第 2 土曜日)
- ・契約弁護士による随時法律相談
ひとり親家庭サポーターによる事前相談により、状況に応じて、弁護士事務所での訪問相談(令和元年度より実施)

エ 公正証書等作成費補助

公正証書、調停調書等作成にかかる本人負担分を補助(令和元年度より実施)

オ 養育費の保証

民間保証会社と養育費保証契約の締結にかかる本人負担費用(保証料)を補助(令和元年度より実施)

【取り組みの成果と課題】

養育費確保の取り組みとして、各区に配置しているひとり親家庭サポーターによる離婚前相談や、ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる無料法律相談、平成 28 年度からは養育費に関するパンフレットを各区住民情報事務所管課におい